

# 小林市・野尻町合併協議会 第2回会議資料



日 時 平成20年12月24日(水)午後1時30分から  
場 所 野尻町農村環境改善センターホール

## 第2回小林市・野尻町合併協議会次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事

### 報告事項

報告第 9号 第1回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について..... 2

### 協議事項

協議第16号 前協議会で確認済みの合併協定項目について..... 4

協議第17号 保健・医療関係（医療）について..... 8 3

協議第18号 新市基本計画（素案）について..... 8 5

確認事項 ..... 8 6

第3回小林市・野尻町合併協議会について

小林市・野尻町合併協議会合併協定書調印式について

第4回小林市・野尻町合併協議会について

- 4 そ の 他
- 5 閉 会

**報告第9号**

**第1回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について**

第1回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について、別紙のとおり報告する。

平成20年12月24日提出

平成20年12月24日確認

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

### 第1回小林市・野尻町合併協議会以降の経過

年月日	経過	場所	経過内容
平成20年 12月14日	第1回小林市・野尻町 合併協議会	小林市中央公民館 大ホール	報告8件、協議15件確認
12月16日	第2回首長会・幹事会 合同会議	小林市役所大会議室	第2回協議会資料

## 協議第16号

### 前協議会で確認済みの合併協定項目について

小林市・高原町・野尻町合併協議会において確認済みの合併協定項目について、別添のとおり提案する。

平成20年12月24日提出

平成20年12月24日一部継続協議

平成21年 1月 8日一部再提案再提出

平成21年 月 日一部再確認

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
5	財産及び債務の取扱い 第5回(H20.8.21) 提案・確認	1.財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。	1.財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。				全
		2.共通する基金は、整理・統合を図るものとする。	2.共通する基金は、整理・統合を図るものとする。				全
6	議会議員の定数及び任期の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	1.議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。)第8条第2項及び第3項の規定により、小林市の議会議員の残任期間に相当する期間に限り、小林市の議会議員の定数24人に、野尻町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数5人を加え <u>29人</u> とする。 なお、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条第1項の規定により、野尻町の区域を選挙区とする増員選挙(定数5)を実施するものとする。	1.議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。)第8条第2項及び第3項の規定により、小林市の議会議員の残任期間に相当する期間に限り、小林市の議会議員の定数24人に、 <u>高原町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数6人</u> 、野尻町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数5人を加え <u>35人</u> とする。 なお、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条第1項の規定により、 <u>高原町の区域を選挙区とする増員選挙(定数6)</u> 及び野尻町の区域を選挙区とする増員選挙(定数5)を実施するものとする。			調整内容中「高原町の区域に関する定数等」を削除し、新市の定数を「29人」とする。	2
		2.合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併新法第8条第5項の規定を適用せず、議会議員の定数は26人以内とし、新市において決定するものとする。また、選挙区は新市全域で1選挙区とする。	2.合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併新法第8条第5項の規定を適用せず、議会議員の定数は26人以内とし、新市において決定するものとする。また、選挙区は新市全域で1選挙区とする。				2
		3.議場、委員会室等については、合併までに調整する。	3.議場、委員会室等については、合併までに調整する。				
		4.議会議員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時までに定める。	4.議会議員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時までに定める。				
		5.政務調査費の取扱いについては、小林市の制度等に統一する。	5.政務調査費の取扱いについては、小林市の制度等に統一する。				6
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	1.野尻町の農業委員会は、合併時に小林市の農業委員会に統合するものとする。	1. <u>高原町及び野尻町の農業委員会</u> は、合併時に小林市の農業委員会に統合するものとする。			調整内容中「高原町及び」を削除する。	2

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番 号	協定項目	調整の内容（案）	参考（小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較）				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語 句	内 容	摘 要	
7	農業委員会委員の定数 及び任期の取扱い 第7回（H20.9.25） 提案・確認	2．野尻町の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の選挙による委員であった者は、合併新法第11条第1項第2号の規定を適用し、小林市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする	2． <u>高原町及び野尻町の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の選挙による委員であった者は、合併新法第11条第1項第2号の規定を適用し、小林市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。</u>			調整内容中「高原町及び」を削除する。	2
		3．在任特例適用後、 <u>両市町</u> のそれぞれの区域に選挙区を1つずつ設置する。各選挙区における選挙の委員の定数については、小林市区域22人、野尻町区域6人を基本とし、新市において在任特例期間中に調整する。	3．在任特例適用後、 <u>1市2町</u> のそれぞれの区域に選挙区を1つずつ設置する。各選挙区における選挙の委員の定数については、小林市区域22人、 <u>高原町区域8人、野尻町区域6人</u> を基本とし、新市において在任特例期間中に調整する。			調整内容中「1市2町」を「両市町」に変更し、「高原町区域8人、」を削除する。	2
		4．農業委員会の委員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。	4．農業委員会の委員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。				2
8	地方税の取扱い 第6回（H20.8.28） 提案・確認	1．個人市町村民税 納税義務者、賦課期日、課税標準、税率、非課税範囲、申告期限及び納期については、現行のまま、新市に引き継ぐ。申告については、小林市の申告システムに統一する。	1．個人市町村民税 納税義務者、賦課期日、課税標準、税率、非課税範囲、申告期限及び納期については、現行のまま、新市に引き継ぐ。申告については、小林市の申告システムに統一する。				10
		2．法人市町村民税 納税義務者、税率（均等割）申告期限、納期については、現行のまま、新市に引き継ぐ。	2．法人市町村民税 納税義務者、税率（均等割）申告期限、納期については、現行のまま、新市に引き継ぐ。 <u>法人税割の税率が小林市・野尻町と高原町で相違しているため、高原町の税率を合併と同時に小林市の税率に統一する。</u>			調整内容中「高原町の法人税割の税率に関する内容」を削除する。	11
		3．固定資産税 納税義務者、賦課期日、税率、免税点、非課税の範囲、申告期限については、現行のまま、新市に引き継ぐ。納期及び縦覧期間については、相違があるため、小林市の納期及び縦覧期間に統一する。	3．固定資産税 納税義務者、賦課期日、税率、免税点、非課税の範囲、申告期限については、現行のまま、新市に引き継ぐ。納期及び縦覧期間については、 <u>各市町</u> 相違があるため、小林市の納期及び縦覧期間に統一する。			調整内容中「各市町」を削除する。	12

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
8	地方税の取扱い 第6回(H20.8.28) 提案・確認	4.都市計画税 小林市の制度等に統一することを基本とし、合併までに調整する。	4.都市計画税 <u>課税に相違が生じているため</u> 、小林市の制度等に統一することを基本とし、合併までに調整する。			調整内容中「課税に相違が生じているため、」を削除する。	16
		5.たばこ販売組合補助金については、小林市の制度等に統一する。	5.たばこ販売組合補助金については、小林市の制度等に統一する。				21
		6.青色申告会補助金については、青色申告促進育成を目的に設立された補助金であるが、現在野尻町においてのみ実施しており、所期の目的が達成されたため、合併時に廃止する。	6.青色申告会補助金については、青色申告促進育成を目的に設立された補助金であるが、現在野尻町においてのみ実施しており、所期の目的が達成されたため、合併時に廃止する。				22
		7.地籍調査事業については、地籍管理システムに相違があるため、当面現行のままとし、合併後のシステム統合に向けて検討する。	7.地籍調査事業については、地籍管理システムに相違があるため、当面現行のままとし、合併後のシステム統合に向けて検討する。				29
9	一般職の職員の身分の取扱い 第8回(H20.10.9) 提案・確認	1.野尻町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。また、合併時までに小林市の定数条例を見直す。	1. <u>高原町及び野尻町</u> の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。また、合併時までに小林市の定数条例を見直す。			調整内容中「高原町及び」を削除する。	2
		2.給料表については、合併時に小林市の給料表に統一する。 <u>野尻町の職員の給料については、合併後に現給保障を基本に小林市の昇格基準に応じた制度等に統一する。</u>	2.給料表については、合併時に小林市の給料表に統一(ただし、医療職給料表を除く。)し、 <u>高原町及び野尻町の職員の給料については、合併後に現給保障を基本に小林市の昇格基準に応じた制度等に統一する。</u>			調整内容中「統一(ただし、医療職給料表を除く。)し、」を「統一する。」に変更し、「高原町及び」を削除する。	10
11	地域自治区等の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	1.地域住民の意見を市政に反映させるとともに、地域の主体性を尊重し住民自治の強化や行政と住民の協働を推進するため、合併新法第23条第1項の規定に基づき、合併前の野尻町の区域に地域自治区を設置する。 また、合併新法第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項については、別紙1(P47~50)の「地域自治区の設置に関する協議書」によるものとする。	1.地域住民の意見を市政に反映させるとともに、地域の主体性を尊重し住民自治の強化や行政と住民の協働を推進するため、合併新法第23条第1項の規定に基づき、合併前の <u>高原町及び野尻町のそれぞれの</u> 区域に地域自治区を設置する。 また、合併新法第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項については、別紙1の「地域自治区の設置に関する協議書」によるものとする。			調整内容中「高原町及び」と「それぞれの」を削除する。	



次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
1 1	地域自治区等の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	2.新市において、小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校の通学区域程度の単位規模を基本として設置するまちづくり協議会組織については、設置するよう調整するものとする。	2.新市において、小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校の通学区域程度の単位規模を基本として設置するまちづくり協議会組織については、設置するよう調整するものとする。				
1 2	特別職の職員の身分の 取扱い 第6回(H20.6.26) 提案・確認 第8回(H20.10.9) 提案・確認	1.野尻町の常勤及び非常勤の特別職については、合併の前日をもって失職する。	1.高原町及び野尻町の常勤及び非常勤の特別職については、合併の前日をもって失職する。			調整内容中「高原町及び」を削除する。	2
		2.非常勤特別職の報酬額について (1)同種の附属機関等の委員について小林市の金額を基本とする。	2.非常勤特別職の報酬額について (1)同種の附属機関等の委員について小林市の金額を基本とする。				6
		(2)両市町における独自の附属機関等の委員についてそれぞれの委員の職にかかる事務事業の対応方針に沿って協議・調整する。	(2)各市町における独自の附属機関等の委員についてそれぞれの委員の職にかかる事務事業の対応方針に沿って協議・調整する。				6
		(3)学校医、学校歯科医等について医師会等との調整により決定する	(3)学校医、学校歯科医等について医師会等との調整により決定する。				6
		3.非常勤特別職の費用弁償については、小林市の制度等に統一する。	3.非常勤特別職の費用弁償については、小林市の制度等に統一する。				8
		4.特別職報酬等審議会については、小林市の制度等に統一する。	4.特別職報酬等審議会については、小林市の制度等に統一する。				9
		5.特別職の職員の身分の取扱いのうち行政委員会(農業委員会を除く。)については、次のとおりとする。 (1)選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会の設置及び委員の数・任期等については、小林市の委員は任期満了時まで引き続き在任し、野尻町の委員は合併の日の前日をもって失職する。	5.特別職の職員の身分の取扱いのうち行政委員会(農業委員会を除く。)については、次のとおりとする。 (1)選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会の設置及び委員の数・任期等については、小林市の委員は任期満了時まで引き続き在任し、 <u>高原町</u> 、野尻町の委員は合併の日の前日をもって失職する。			調整内容中「高原町、」を削除する。	2~7
(2)報酬等については、小林市の制度等を適用する。	(2)報酬等については、小林市の制度等を適用する。				2~7		
1 3	条例、規則等の取扱い 第5回(H20.8.21) 提案・確認	条例、規則等の取扱いについては、小林市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行う。	条例、規則等の取扱いについては、小林市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行う。				全

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
14	事務組織及び機構の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	1.新市における組織及び機構の整備方針は別紙2(P65)のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。	1.新市における組織及び機構の整備方針は別紙2のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。				2
		2.附属機関等は、小林市の制度等を基本として合併までに調整する。	2.附属機関等は、小林市の制度等を基本として合併までに調整する。なお、 <u>高原町美しいまちづくり推進協議会については、「日本で最も美しい村」連合に加入していることから、現行のまま、新市に引き継ぐ。</u>			調整内容中「高原町美しいまちづくり推進協議会の関する文言」を削除する。	5
		3.行政改革大綱については、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新市における行政改革大綱を策定する。	3.行政改革大綱については、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新市における行政改革大綱を策定する。				7
15	一部事務組合等の取扱い 第5回(H20.8.21) 提案・確認	1.西諸広域行政事務組合については、 <u>野尻町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、小林市、えびの市及び高原町による一部事務組合とする方向で調整する。</u>	1.西諸広域行政事務組合については、 <u>小林市(新市)及びえびの市による一部事務組合とする方向で調整する。</u>			構成団体に変更となるため、内容を変更する。	2
		2.小林野尻高原衛生事業事務組合については、 <u>野尻町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、小林市と高原町による事務組合とする方向で調整する。</u>	2.小林野尻高原衛生事業事務組合については、 <u>合併の日の前日をもって解散し、その財産及び職員は、すべて新市に引き継ぐこととする。</u>			構成団体に変更となるため、内容を変更する。	4
		3.霧島美化センター事務組合については、 <u>野尻町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、小林市と高原町による事務組合とする方向で調整する。</u>	3.霧島美化センター事務組合については、 <u>合併の日の前日をもって解散し、その財産及び職員は、すべて新市に引き継ぐこととする。</u>			構成団体に変更となるため、内容を変更する。	6
		4.宮崎県市町村総合事務組合及び宮崎県自治会館管理組合については、 <u>野尻町は合併の日の前日をもって両組合から脱退する。ただし、宮崎県市町村総合事務組合の事業のうち、交通災害共済に関する事務は、野尻地区においては現行のまま加入することとし、合併後3年を目処に調整する。</u>	4.宮崎県市町村総合事務組合及び宮崎県自治会館管理組合については、 <u>高原町、野尻町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退する。宮崎県市町村総合事務組合の事業のうち、交通災害共済に関する事務は、高原・野尻地区においては現行のまま加入することとし、合併後3年を目処に調整する。</u>			構成団体に変更となるため、内容を変更する。	8

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
15	一部事務組合等の取扱い 第5回(H20.8.21) 提案・確認	5.宮崎県後期高齢者医療広域連合については、野尻町は合併の日の前日をもって広域連合を脱退する。	5.宮崎県後期高齢者医療広域連合については、 <u>高原町</u> 、野尻町は合併の日の前日をもって広域連合を脱退する。			調整内容中「高原町、」を削除する。	9
		6.野尻町の土地開発公社については、合併の日の前日までに解散する。	6. <u>高原町及び野尻町</u> の土地開発公社については、合併の日の前日までに解散する。			調整内容中「高原町及び」を削除する。	10
16	使用料、手数料等の取扱い 第8回(H20.10.9) 提案・確認	1.同一又は同種の使用料、手数料等については、原則として小林市の制度等に統一する。ただし、急激な住民負担の増加を伴うものについては、経過措置等を設ける。	1.同一又は同種の使用料、手数料等については、原則として小林市の制度等に統一する。ただし、急激な住民負担の増加を伴うものについては、経過措置等を設ける。				全
		2.独自の使用料、手数料等については、受益者負担及び負担公平の原則に立ち、適切な負担となるよう調整する。	2.独自の使用料、手数料等については、受益者負担及び負担公平の原則に立ち、適切な負担となるよう調整する。				全
17	公共的団体等の取扱い 第8回(H20.10.9) 提案・確認	公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。また、国・県の指導等に基づき設置された公共的団体等については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し、調整に努めるものとする。	公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。また、国・県の指導等に基づき設置された公共的団体等については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し、調整に努めるものとする。				
		1.共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。	1.共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。				
		2.上記1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。	2.上記1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。				
		3.上記1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるものとする。	3.上記1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるものとする。				
		4.上記以外の市町独自の団体等は、原則現行のとおりとする。ただし、整理できる団体は、廃止または脱退の方向で調整に努めるものとする。	4.上記以外の市町独自の団体等は、原則現行のとおりとする。ただし、整理できる団体は、廃止または脱退の方向で調整に努めるものとする。				

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
18	補助金、交付金等の取扱い 第8回(H20.10.9) 提案・確認	1. 同一又は同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一する。	1. 同一又は同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一する。				全
		2. 独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について検討した上で、他の補助金制度との均衡を考慮し調整する。	2. 独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について検討した上で、他の補助金制度との均衡を考慮し調整する。				全
		3. 整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整する。	3. 整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整する。				全
19	自治会・行政連絡機構の取扱い 第8回(H20.10.9) 提案・確認	自治会・行政連絡機構については、以下のとおりの取扱いとする。 1. 区の構成単位の名称は、小林市の制度等に統一し、「組」とする。ただし、合併年度は旧町の例による。	自治会・行政連絡機構については、以下のとおりの取扱いとする。 1. 区の構成単位の名称は、小林市の制度等に統一し、「組」とする。ただし、合併年度は旧町の例による。				4
		2. 区長の業務のうち、野尻町の文書送達業務は、廃止する。	2. 区長の業務のうち、 <u>2町</u> の文書送達業務は、廃止する。			調整内容中「2町」を「野尻町」に変更する。	4
		3. 区長の身分は、小林市の制度等に統一し、任意団体の長とする。ただし、合併年度は旧町の例による。	3. 区長の身分は、小林市の制度等に統一し、任意団体の長とする。ただし、合併年度は旧町の例による。				4
		4. 行政推進業務委託料、いきいき地域づくり区交付金の算定基準については、合併までに調整する。	4. 行政推進業務委託料、いきいき地域づくり区交付金の算定基準については、合併までに調整する。				4
20	町名・字名の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	1. 町・字の区域は、現行のとおりとする。	1. 町・字の区域は、現行のとおりとする。				2
		2. 町・字の表示は、「大字」の文字を削除し、野尻町の区域は、「小林市」の次に「野尻町」を付し、別紙3(P73)のとおりとする。	2. 町・字の表示は、「大字」の文字を削除し、 <u>高原町及び野尻町の区域は、「小林市」の次にそれぞれ「高原町」「野尻町」</u> を付し、別紙3のとおりとする。			調整内容中「高原町及び」、「それぞれ「高原町」」を削除する。	2
		3. 地域自治区設置終了後の表示は、合併後に再度検討する。	3. 地域自治区設置終了後の表示は、合併後に再度検討する。				2
21	慣行の取扱い 第3回(H20.6.26) 提案・確認	1. 都市宣言については、小林市の制度等に統一する。ただし、異なる宣言は地域で生かせるよう合併までに調整する。	1. 都市宣言については、小林市の制度等に統一する。ただし、異なる宣言は地域で生かせるよう合併までに調整する。				2

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
21	慣行の取扱い 第3回(H20.6.26) 提案・確認	2.市の花・木等については、小林市の制定のとおりとする。ただし、野尻町の制定項目は、培ってきた植樹等の活動を考慮し、地域で生かせるよう合併までに調整する。	2.市の花・木等については、小林市の制定のとおりとする。ただし、2町の制定項目は、培ってきた植樹や保護活動等を考慮し、地域で生かせるよう合併までに調整する。			調整内容中「2町」を「野尻町」、「植樹や保護活動等」を「植樹等の活動」にそれぞれ変更する。	2
		3.市章については、小林市のとおりとする。	3.市章については、小林市のとおりとする。				3
		4.市民憲章、市歌については、合併後2年を目処に新市の市民からの公募等により制定する。	4.市民憲章、市歌については、合併後2年を目処に新市市民からの公募等により制定する。				3
		5.市のシンボルマーク・キャッチフレーズについては、小林市の制度等に統一することとし、新市移行後その必要性を含め検討する。また、野尻町のシンボルマーク及びキャッチフレーズについては、当該地域限定として当分の間使用できるものとする。	5.市のシンボルマーク・キャッチフレーズについては、小林市の制度等に統一することとし、新市移行後その必要性を含め検討する。また、高原町、野尻町のシンボルマーク及びキャッチフレーズについては、当該地域限定として当分の間使用できるものとする。			調整内容中「高原町、」を削除する。	3
22	国民健康保険事業の取扱い 第3回(H20.6.26)提案 第4回(H20.7.31)確認	1.保険税賦課割合、保険税率については、合併時に統一する。また、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は、小林市の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。	1.保険税賦課割合、保険税率については、合併時に統一する。また、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は、小林市の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。				3
		2.一世帯、一人当たりの保険税については、合併時に統一するよう調整する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。	2.一世帯、一人当たりの保険税については、合併時に統一するよう調整する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。				7
		3.出産育児一時金は、小林市の制度等に統一する。	3.出産育児一時金は、小林市の制度等に統一する。				11
		4.葬祭費については、野尻町の制度を適用する。	4.葬祭費については、高原町・野尻町の制度を適用する。			調整内容中「高原町・」を削除する。	11
		5.温泉療養所利用補助は合併時に廃止する。	5.温泉療養所利用補助は合併時に廃止する。				11
		6.あんま・はり・きゅう施術費支給については、補助金額は小林市の制度等に統一し、制限回数については、野尻町の制度等に統一する。	6.あんま・はり・きゅう施術費支給については、補助金額は小林市の制度等に統一し、制限回数については、高原町・野尻町の制度等に統一する。			調整内容中「高原町・」を削除する。	12
		7.人間ドックについては、合併までに、検査内容・補助金額を調整し、合併時に統一する。	7.人間ドックについては、合併までに、検査内容・補助金額を調整し、合併時に統一する。				13
		8.保健事業の執行については、現行どおり、保険税の1%を保健事業に充てる。	8.保健事業の執行については、現行どおり、保険税の1%を保健事業に充てる。				13

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番 号	協定項目	調整の内容（案）	参考（小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較）				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語 句	内 容	摘 要	
2 2	国民健康保険事業の取 扱い 第3回（H20.6.26）提案 第4回（H20.7.31）確認	9．国民健康保険運営委員の定数等については、被 用者保険等保険者を代表する委員は、現行の小林 市に合わせる。国民健康保険医を代表する委員 は、小林市の現行どおり西諸医師会から3人、歯 科医師団から1人の推薦を受ける。被保険者を代 表とする委員4人と公益を代表する委員4人に ついては、地域性を考慮して合併までに選任す る。	9．国民健康保険運営委員の定数等については、被 用者保険等保険者を代表する委員は、現行の小林 市に合わせる。国民健康保険医を代表する委員 は、小林市の現行どおり西諸医師会から3人、歯 科医師団から1人の推薦を受ける。被保険者を代 表とする委員4人と公益を代表する委員4人に ついては、地域性を考慮して合併までに選任す る。				1 4
		10．国民健康保険準備積立基金については、現在の 基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。	10．国民健康保険準備積立基金については、現在の 基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。				1 4
2 3	介護保険事業の取扱い 第7回（H20.9.25） 提案・確認	1．介護保険料については、合併後の新市の第四期 介護保険事業計画に基づき、統一する。ただし、 合併年度は、合併前の市町の例による。	1．介護保険料については、合併後の新市の第四期 介護保険事業計画に基づき、統一する <u>ように調整 する</u> 。ただし、合併年度は、合併前の市町の例に よる。			調整内容中「ように調整 する」を削除する。	6
		2．介護保険料の賦課及び徴収方法については、納 期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は小林市 の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前 の市町の例による。	2．介護保険料の賦課及び徴収方法については、納 期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は小林市 の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前 の市町の例による。				8
		3．介護保険準備基金については、現在の基金保有 額の確保に努め、新市に引き継ぐ。	3．介護保険準備基金については、現在の基金保有 額の確保に努め、新市に引き継ぐ。				1 1
		4．地域支援事業については、同種の事業について は <u>合併時に</u> 統合するよう調整することとし、地域 の特性に適合した事業は、そのまま継続する。	4．地域支援事業については、同種の事業について は <u>3年を目処に</u> 統合するよう調整することとし、 地域の特性に適合した事業は、そのまま継続す る。			統合する時期を3年を目 処にから合併時に変更す る。	1 2
		5． <u>地域包括支援センターの運営については、現行 のまま、新市に引き継ぐ。</u>	5． <u>地域包括支援センターの運営については、現行 のまま、新市に引き継ぎ、合併後3年を目処に委 託方式に統一する。</u>			構成団体に変更となるた め、内容を変更する。	1 5
		6．地域包括支援センター運営協議会の委員数・要 綱は、小林市に統一する。ただし、委員の委嘱に あたっては、地域のバランスを考慮するものとし る。	6．地域包括支援センター運営協議会の委員数・要 綱は、小林市に統一する。ただし、委員の委嘱に あたっては、地域のバランスを考慮するものとし る。				1 5

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
23	介護保険事業の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	7.在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターのブランチ(総合相談窓口)として位置付け、地域支援事業内容の調整を図りながら、新市に引き継ぐものとする。	7.在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターのブランチ(総合相談窓口)として位置付け、地域支援事業内容の調整を図りながら、新市に引き継ぐものとする。				16
24	消防団の取扱い 第6回(H20.8.28) 提案・確認	1.条例等は、小林市の条例等を適用する。	1.条例等は、小林市の条例等を適用する。				2
		2.消防団は、合併時に統合し、分団等の組織は合併までに調整する。	2.消防団は、合併時に統合し、分団等の組織は合併までに調整する。				3
		3.消防団員は、新市に引き継ぐ。	3.消防団員は、新市に引き継ぐ。				3
		4.消防団員の定員については、現行のまま、新市に引き継ぎ、任期については合併までに調整する。	4.消防団員の定員については、現行のまま、新市に引き継ぎ、任期については合併までに調整する。				3
		5.車両等については、現行のまま、新市に引き継ぐ。なお、更新については合併後、計画する。	5.車両等については、現行のまま、新市に引き継ぐ。なお、更新については合併後、計画する。				4
		6.報酬等については、小林市の制度等に統一する。	6.報酬等については、小林市の制度等に統一する。				5
		7.退職報償金等については、小林市の制度等に統一する。ただし、野尻町消防団においては、合併時の野尻町の退団団員についてのみ、経過措置(退職慰労金)を適用する。	7.退職報償金等については、小林市の制度等に統一する。ただし、野尻町消防団においては、合併時の野尻町の退団団員についてのみ、経過措置(退職慰労金)を適用する。				6
		8.消防団の出動要請方法については、野尻町を含めた指揮命令等の計画策定までは、現行どおりとし、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。なお、計画策定までの間、災害時の指揮命令等などに支障がないよう調整する。	8.消防団の出動要請方法については、 <u>高原町</u> 、野尻町を含めた指揮命令等の計画策定までは、現行どおりとし、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。なお、計画策定までの間、災害時の指揮命令等などに支障がないよう調整する。			調整内容中「高原町、」を削除する。	9
25-1	各種事務事業の取扱い 総務関係 第5回(H20.8.21) 提案・確認	1.情報公開について (1)情報公開 情報公開条例については、小林市の条例を適用する。	1.情報公開について (1)情報公開 情報公開条例については、小林市の条例を適用する。				4
		(2)個人情報保護 個人情報保護条例については、小林市の条例を適用する。	(2)個人情報保護 個人情報保護条例については、小林市の条例を適用する。				5
		2.表彰制度について 表彰制度については、小林市の制度等に統一する。 <u>名誉町民</u> については現行のまま、 <u>新市</u> に引き継ぐ。	2.表彰制度について 表彰制度については、小林市の制度等に統一する。 <u>名誉(榮譽)</u> 町民については現行のまま、引き継ぐ。			調整内容中「名誉(榮譽)」を「榮譽」に変更し、「新市に」を挿入する。	11

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25-3	広報広聴関係 第5回(H20.8.21) 提案・確認	1. 広報紙 広報紙の配布方法については、小林市の制度等に統一する。郵送希望者への送付については小林市の制度等に統一し、野尻町においては合併までに周知し、理解を求める。	1. 広報紙 広報紙の配布方法については、小林市の制度等に統一する。郵送希望者への送付については小林市の制度等に統一し、野尻町においては合併までに周知し、理解を求める。				2
		2. 市勢・町勢要覧、便利帳 市勢・町勢要覧、便利帳については、小林市の制度等に統一する。	2. 市勢・町勢要覧、便利帳 市勢・町勢要覧、便利帳については、小林市の制度等に統一する。				4
25-4	防災関係 第6回(H20.8.28) 提案・確認	1. 防災行政無線については、現行のまま、新市に引き継ぎ、統合するよう調整する。	1. 防災行政無線については、現行のまま、新市に引き継ぎ、統合するよう調整する。				3
		2. 地域防災計画は、野尻町を含めた計画策定まで、現行の市町の計画を引き継ぐものとする。なお、合併後1年を目処に災害時の避難勧告や指揮命令系統などに支障がないよう調整する。	2. 地域防災計画は、 <u>高原町・野尻町</u> を含めた計画策定まで、現行の市町の計画を引き継ぐものとする。なお、合併後1年を目処に災害時の避難勧告や指揮命令系統などに支障がないよう調整する。			調整内容中「高原町・」を削除する。	6
25-5	高齢者福祉関係 第4回(H20.7.31) 提案・確認	1. 施設整備補助金交付制度 施設の老朽化や建築基準法改正による整備が生じる可能性があるため、現行の小林市の制度等を継続する。なお、補助金額等については、合併までに調整を図る。	1. 施設整備補助金交付制度 施設の老朽化や建築基準法改正による整備が生じる可能性があるため、現行の小林市の制度等を継続する。なお、補助金額等については、合併までに調整を図る。				4
		2. 養護老人ホーム 養護老人ホームについては、現行のまま、新市に引き継ぐ。	2. 養護老人ホーム 養護老人ホームについては、現行のまま、新市に引き継ぐ。				5
		3. 配食サービス 対象者は、小林市の制度等に統一するものとするが、実施主体がそれぞれ異なるため、当面現行どおりとし、3年を目処に随時調整する。	3. 配食サービス 対象者は、小林市の制度等に統一するものとするが、実施主体がそれぞれ異なるため、当面現行どおりとし、3年を目処に随時調整する。				8
		4. 外出支援サービス 地域の実情を踏まえ、現行のまま、新市に引き継ぐが、合併後3年を目処に統合するよう調整する。	4. 外出支援サービス 地域の実情を踏まえ、現行のまま、新市に引き継ぐが、合併後3年を目処に統合するよう調整する。				9



次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25 - 5	高齢者福祉関係 第4回(H20.7.31) 提案・確認	5. 緊急通報システム事業 委託先は、小林市の制度等に統一するが、利用料については、合併後2年を目処に統合するよう調整する。	5. 緊急通報システム事業 委託先は、小林市の制度等に統一するが、利用料については、合併後2年を目処に統合するよう調整する。				14
		6. シルバー人材センター 各シルバー人材センター間で協議のうえ、 <u>合併までに統一する方向で調整する。</u>	6. シルバー人材センター 各シルバー人材センター間で協議のうえ、 <u>小林市の制度等に統一する方向で調整する。</u>			「小林市の制度等に統一する。」を「合併までに」に修正する。	15
		7. 寝たきり老人等介護見舞金 小林市の制度等に統一するが、支給額、対象要件については、合併までに見直し調整する。	7. 寝たきり老人等介護見舞金 小林市の制度等に統一するが、支給額、対象要件については、合併までに見直し調整する。				16
		8. 福祉タクシー 小林市の制度等に統一するが、支給対象者等の見直しを検討し調整する。	8. 福祉タクシー 小林市の制度等に統一するが、支給対象者等の見直しを検討し調整する。				17
		9. 敬老祝金 敬老祝金の支給については、小林市の制度等に統一する。	9. 敬老祝金 敬老祝金の支給については、小林市の制度等に統一する。				19
		10. 敬老関係事業 敬老関係事業及び合同金婚式については、地域の特性を考慮し、当面現行のまま、新市に引き継ぐ。ただし、事業内容については、合併後に見直し調整する。	10. 敬老関係事業 敬老関係事業、 <u>米寿・喜寿の祝</u> 及び合同金婚式については、地域の特性を考慮し、当面現行のまま、新市に引き継ぐ。ただし、事業内容については、合併後に見直し調整する。			調整内容中「米寿・喜寿の祝」を削除する。	20 ~ 21
25 - 6	障がい者福祉関係 第4回(H20.7.31)提案 第8回(H20.10.9)確認	1. 障害者福祉計画 計画におけるサービスの数値目標の設定及び地域の実情に合わせた施策づくりを含め、合併後1年を目処に新たな計画を策定する。	1. 障害者福祉計画 計画におけるサービスの数値目標の設定及び地域の実情に合わせた施策づくりを含め、合併後1年を目処に新たな計画を策定する。				6
		2. 障害福祉計画 <u>平成21年度</u> の第2期計画策定時に、計画の策定方法や見込量の算出方法を統一し、合併後1年を目処に統合するよう調整する。	2. 障害福祉計画 <u>平成20年度</u> の第2期計画策定時に、計画の策定方法や見込量の算出方法を統一し、合併後1年を目処に統合するよう調整する。			20年度を21年度に変更する。	8
		3. 重度心身障害児年金 小林市の制度等に統一する。	3. 重度心身障害児年金 小林市の制度等に統一する。				31

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番 号	協定項目	調整の内容（案）	参考（小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較）				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語 句	内 容	摘 要	
25 - 6	障がい者福祉関係 第4回（H20.7.31）提案 第8回（H20.10.9）確認	4．重度心身障害者医療費助成 合併時に統合するよう調整する。ただし、小林市 のみの単独助成事業分については、現行補助率 の2分の1とする方向で調整する。	4．重度心身障害者医療費助成 合併時に統合するよう調整する。ただし、小林 市のみ単独助成事業分については、現行補助率 の2分の1とする方向で調整する。				32
25 - 7	児童福祉関係 第8回（H20.10.9） 提案・確認	1．保育所の整備状況 保育の実施基準は、現行のまま、新市に引き継 ぐ。定数基準を割り込んでいる現況を鑑み、経営 形態については民間委託等を含めて検討し、随時 調整する。	1．保育所の整備状況 保育の実施基準は、現行のまま、新市に引き継 ぐ。定数基準を割り込んでいる現況を鑑み、経営 形態については民間委託等を含めて検討し、随時 調整する。				4
		2．保育所入所負担金 保育料については、合併後、段階的に調整し、 平成25年度に小林市の制度等に統一する。た だし、合併年度は合併前の市町の例による。	2．保育所入所負担金 保育料については、合併後、段階的に調整し、 平成24年度に小林市の制度等に統一する。た だし、合併年度は合併前の市町の例による。			24年度を25年度に変 更する。	5
		3．保育料収納事務委託 保育料の納付方法を小林市の方法に統合する ため、保育料収納事務委託の委託料に関しては廃 止する。	3．保育料収納事務委託 保育料の納付方法を小林市の方法に統合する ため、保育料収納事務委託の委託料に関しては廃 止する。				16
		4．出産祝金 小林市の制度等に統一するが、野尻町の制度は 経過措置として平成24年度まで継続する。	4．出産祝金 小林市の制度等に統一するが、野尻町の制度は 経過措置として平成24年度まで継続する。				18
25 - 8	その他の社会福祉関係 第8回（H20.10.9） 提案・確認	1．福祉事務所の組織・機構 新市の福祉事務所については、本庁の福祉事務 所に統合するが、窓口サービスの低下を招くこと のないよう、各総合庁舎に一部受付業務を行う窓 口を設置する。	1．福祉事務所の組織・機構 新市の福祉事務所については、本庁の福祉事務 所に統合するが、窓口サービスの低下を招くこと のないよう、各総合庁舎に一部受付業務を行う窓 口を設置する。				2
		2．民生委員・児童委員及び主任児童委員 民生委員推薦会については委員等の調整を 図り、合併までに統合する。民生委員等は任期中 において、そのまま新市に引き継ぐ。	2．民生委員・児童委員及び主任児童委員 民生委員推薦会については委員等の調整を 図り、合併までに統合する。民生委員等は任期中 において、そのまま新市に引き継ぐ。				3

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番 号	協定項目	調整の内容（案）	参考（小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較）				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語 句	内 容	摘 要	
25 - 8	その他の社会福祉関係 第8回（H20.10.9） 提案・確認	3．平和祈念（追悼式典の実施等） 現行のまま、新市に引き継ぎ、地域別の開催を 継続するが、将来的には合同で追悼式を開催する よう調整し、同時に補助金等についても統一する よう調整する。	3．平和祈念（追悼式典の実施等） 現行のまま、新市に引き継ぎ、地域別の開催を 継続するが、将来的には合同で追悼式を開催する よう調整し、同時に補助金等についても統一する よう調整する。				7
25 - 9	保健・医療関係 【保健、健康づくり】 第8回（H20.10.9） 提案・確認	【保健、健康づくり】 1．保健センター 保健センターについては、健康増進・保健予防 のための組織とし、地域住民の健康づくりの拠点 とする。センターの機能を効率的に活用しながら、 積極的な事業展開を行うよう合併までに調整 する。	【保健、健康づくり】 1．保健センター 保健センターについては、健康増進・保健予防 のための組織とし、地域住民の健康づくりの拠点 とする。センターの機能を効率的に活用しながら、 積極的な事業展開を行うよう合併までに調整 する。				3
		2．母子保健 乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児 健康診査及び母子保健指導については、健診の委 託先・実施方法を統一するよう調整するが、健診 会場までの距離の不均衡が生じるため、当面現行 のまま実施することとし、合併後3年を目処に統 合するよう調整する。	2．母子保健 乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児 健康診査及び母子保健指導については、健診の委 託先・実施方法を統一するよう調整するが、健診 会場までの距離の不均衡が生じるため、当面現行 のまま実施することとし、合併後3年を目処に統 合するよう調整する。				7～ 10
		3．成人健康診査 成人健康診査（胃がん検診、肺がん検診、大腸 がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎検診） については、集団検診における個人負担金は、現 在調整を行っており、平成21年度に統一され る。委託先を含む検診の差異については、統一す る方向で合併時までに調整する。	3．成人健康診査 成人健康診査（胃がん検診、肺がん検診、大腸 がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎検診） については、集団検診における個人負担金は、現 在調整を行っており、平成21年度に統一され る。委託先を含む検診の差異については、統一す る方向で合併時までに調整する。				16 ～ 21
			4．人間ドック助成事業 <u>人間ドック助成事業については、基本健康診査 から特定健康診査に変わり、健康診査は行政から 保険者へ変更になっているため、保健事業では実 施しない方向で調整する。</u>			調整内容中「4」を削除する。	

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25-10	生活環境関係 第6回(H20.6.26) 提案・確認	1. <u>収集方式・収集方法は、当面現行どおりとし、合併後1年を目処に調整する。</u> 処理人口・収集体制、ごみ収集人員・車両台数(直営・委託)は、現行のまま、新市に引き継ぐ。	1. 処理人口・収集体制、ごみ収集人員・車両台数(直営・委託)は、現行のまま、新市に引き継ぐ。			調整内容中「 <u>収集方式・収集方法は、当面現行どおりとし、合併後1年を目処に調整する。</u> 」を挿入する。	3~4
		2. <u>ごみの処理施設については、合併後1年を目処に統合するよう調整する。</u>	2. <u>ごみの処理量(処理先)</u> については、合併後1年を目処に統合するよう調整する。			文言修正	5
		3. 中間処理施設(焼却・破砕)、資源物中間処理施設及び最終処分施設については、現行のまま新市へ引き継ぐものとする。粗大ごみの処理料金は、小林市の制度等に統一する。	3. 中間処理施設(焼却・破砕)、資源物中間処理施設及び最終処分施設については、現行のまま新市へ引き継ぐものとする。粗大ごみの処理料金は、小林市の制度等に統一する。				7~8
		4. 資源ごみ回収事業報奨金については、小林市の制度等に統一するよう、合併までに調整する。	4. 資源ごみ回収事業報奨金については、小林市の制度等に統一するよう、合併までに調整する。				13
25-11	農林水産関係 第3回(H20.6.26) 提案・確認	1. 農業関係について 農業振興対策事業・単独事業については、当面現行どおりとし、組織・各種団体の再編・統廃合を推進し、同時に各制度の統一を図り、合併後3年を目処に統合するよう調整する。 <u>必要に応じて、新たな単独事業の創設に努める。</u>	1. 農業関係について 農業振興対策事業・単独事業については、当面現行どおりとし、組織・各種団体の再編・統廃合を推進し、同時に各制度の統一を図り、合併後3年を目処に統合するよう調整する。				9
		2. 畜産関係について (1) 畜産振興対策事業・単独事業(受精卵移植事業) 畜産振興対策事業・単独事業(受精卵移植事業)については、一本化に向けて合併後3年を目処に統合するよう調整する。	2. 畜産関係について (1) 畜産振興対策事業・単独事業(受精卵移植事業) 畜産振興対策事業・単独事業(受精卵移植事業)については、一本化に向けて合併後3年を目処に統合するよう調整する。				8
		(2) 畜産振興対策事業・単独事業(家畜排泄物処理施設整備) 畜産振興対策事業・単独事業(家畜排泄物処理施設整備)については、合併後3年を目処に施設・制度等の統合を図るよう調整する。	(2) 畜産振興対策事業・単独事業(家畜排泄物処理施設整備) 畜産振興対策事業・単独事業(家畜排泄物処理施設整備)については、合併後3年を目処に施設・制度等の統合を図るよう調整する。				9
		(3) 畜産振興対策事業(貸付・基金) 畜産振興対策事業(貸付・基金)については、合併後3年を目処に統合するよう調整する。なお、既貸付中のものは、償還期限までは現行制度に基づき対応する。	(3) 畜産振興対策事業(貸付・基金) 畜産振興対策事業(貸付・基金)については、合併後3年を目処に統合するよう調整する。なお、既貸付中のものは、償還期限までは現行制度に基づき対応する。				9

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容（案）	参考（小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較）				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25 - 11	農林水産関係 第3回（H20.6.26） 提案・確認	（4）第三セクター（株式会社のじりアグリサービス） 第三セクターについては、現行のまま、新市に引き継ぐ。	（4）第三セクター（株式会社のじりアグリサービス） 第三セクターについては、現行のまま、新市に引き継ぐ。				14
		3．耕地関係について （1）土地改良事業（制度事業） 制度事業については、年度毎の事業実施計画の見直しを行い、新規事業の受益者負担割合については、合併後1年を目処に統合するよう調整する。	3．耕地関係について （1）土地改良事業（制度事業） 制度事業については、年度毎の事業実施計画の見直しを行い、新規事業の受益者負担割合については、合併後1年を目処に統合するよう調整する。				3
		（2）土地改良事業（単独助成事業） 単独助成事業については、小林市の制度等に、野尻町のほ場整備事業及び暗渠排水事業の修正したものを加え、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。	（2）土地改良事業（単独助成事業） 単独助成事業については、小林市の制度等に、野尻町のほ場整備事業及び暗渠排水事業の修正したものを加え、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。				5
		（3）土地改良事業（分担金率） 分担金率については、小林市の制度等に統一する。	（3）土地改良事業（分担金率） 分担金率については、小林市の制度等に統一する。				6
		（4）土地改良事業（団体補助） 平成24年度に西諸土地改良区（仮称）を設立する計画であり、また、現土地改良区の統合も踏まえ、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。	（4）土地改良事業（団体補助） 平成24年度に西諸土地改良区（仮称）を設立する計画であり、また、現土地改良区の統合も踏まえ、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。				10
25 - 12	商工・観光関係 第6回（H20.8.28）提案 第6回（H20.8.28）確認	1．商工業振興事業について （1） <u>奨励措置</u> については、対象要件・優遇制度等の協議を行い、合併時に統合するよう調整し、小林市企業立地奨励条例を改正する。	1．商工業振興事業について （1） <u>企業誘致事業税の課税免除等の特例</u> については、対象要件・優遇制度等の協議を行い、合併時に統合するよう調整し、小林市企業立地奨励条例を改正する。 <u>また、補助金については、別途対象要件・優遇制度等の協議を行い、合併時に統合するよう調整し、新たな補助金交付要綱を制定する。なお、各市町における合併時までの立地企業への優遇措置については、従前の例による。</u>			調整内容中「企業誘致事業税の課税免除等の特例」を「奨励措置」に変更し、補助金についての文言を削除する。	6

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25 - 12	商工・観光関係 第6回(H20.8.28)提案 第6回(H20.8.28)確認		(2)宮崎フリーウェイ工業団地 条例については、小林市企業立地奨励条例の改正条例に一本化する。また、補助金については、高原町の制度等を基本とし、宮崎フリーウェイ工業団地に特化した補助金交付要綱を制定する。なお、合併時までの立地企業への優遇措置については、従前の例による。			調整内容中「(2)の」を削除する。	
			立地促進協議会及び工業用水道事業会計繰出金については、県と一体となった企業誘致が必要であることから、現行のまま、新市に引き継ぐ。			調整内容中「(2)の」を削除する。	
			宮崎県土地開発公社と一体となった企業誘致が必要であることから、高原町の宮崎フリーウェイ工業団地固定資産税免除条例を尊重し、合併時に新たな制度等を制定する。			調整内容中「(2)の」を削除する。	
		2.商工業関係団体について (1)商工団体 現行のまま、新市に引き継ぎ、各団体の実情を尊重しながら、統合が進むよう環境整備に努める。	2.商工業関係団体について (1)商工団体 現行のまま、新市に引き継ぎ、各団体の実情を尊重しながら、統合が進むよう環境整備に努める。				10
		(2)第三セクター(有限会社のじり農産加工センター) 第三セクターについては、現行のまま、新市に引き継ぐ。なお、市民の一層の利用を促すとともに市外者についても広報等を強化し、併せて商品開発等も強化するよう指導を行う。	(2)第三セクター(有限会社のじり農産加工センター) 第三セクターについては、現行のまま、新市に引き継ぐ。なお、市民の一層の利用を促すとともに市外者についても広報等を強化し、併せて商品開発等も強化するよう指導を行う。				11
(3)祭り・イベント 祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま、新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討する。	(3)祭り・イベント 祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま、新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討する。				12		

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25-12	商工・観光関係 第6回(H20.8.28)提案 第6回(H20.8.28)確認	3. 観光振興事業について (1) 祭り・イベント 祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま、新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討する。	3. 観光振興事業について (1) 祭り・イベント 祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま、新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討する。				16
		(2) 観光施設整備事業 観光施設整備については、各市町の状況を踏まえ、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。	(2) 観光施設整備事業 観光施設整備については、各市町の状況を踏まえ、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。				17
		4. 観光関係団体について (1) 観光協会 観光協会については、合併後3年を目処に統合するよう観光協会へ協議調整の支援を行う。	4. 観光関係団体について (1) 観光協会 観光協会については、合併後3年を目処に統合するよう、観光協会へ協議調整の支援を行う。				19
		(2) 第三セクター(株式会社北きりしまリゾート 牧場・ハーメックのじり株式会社) 第三セクターについては、現行のまま、新市に引き継ぎ、新市移行後、経営形態や運営方針の検討を行う。また、市民の一層の利用を促すとともに市外者についても広報等を強化する。	(2) 第三セクター(株式会社北きりしまリゾート 牧場・ハーメックのじり株式会社) 第三セクターについては、現行のまま、新市に引き継ぎ、新市移行後、経営形態や運営方針の検討を行う。また、市民の一層の利用を促すとともに市外者についても広報等を強化する。				20
			(3)「日本で最も美しい村」連合 新市での観光地PR等も含め、加入継続すべきであり、高原町の制度等を適用する。			調整内容中「(3)」を削除する。	
25-14	建設関係 第3回(H20.6.26)提案 第3回(H20.6.26)確認	道路・橋梁関係について 【道路維持】 当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。	道路・橋梁関係について 【道路維持】 当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。				6
25-15	下水道関係 第3回(H20.6.26)提案 第3回(H20.6.26)確認	1. 公共下水道事業について (1) 下水道使用料 小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。	1. 公共下水道事業について (1) 下水道使用料 下水道使用料については、小林市の料金を基本として合併後3年を目処に調整する。			調整内容中「下水道使用料については、」を削除する。 「料金」を「制度等」に変更する。	5

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25-15	下水道関係 第3回(H20.6.26)提案 第3回(H20.6.26)確認	(2) 受益者負担金 小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。	(2) 受益者負担金 受益者負担金については、野尻町が平成22年度に事業完了の予定であり、合併後3年を目処に統合するよう調整する。			調整内容中「受益者負担金については、」を削除する。「野尻町が平成22年度に事業完了の予定であり」を「小林市の制度等を基本として」に変更する。	6
		2. 農業集落排水事業について (1) 使用料 小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。	2. 農業集落排水事業について (1) 使用料 使用料については、小林市の制度等を基本とし、合併後3年を目処に統合するよう調整する。			調整内容中「使用料については、」を削除する。「し」を「して」に変更する。	16
		(2) 分担金 小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。	(2) 分担金 分担金については、小林市の制度等を基本とし、合併後3年を目処に統合するよう調整する。			調整内容中「分担金については、」を削除する。「し」を「して」に変更する。	17
25-16	水道関係 第3回(H20.6.26)提案 第3回(H20.6.26)確認	1. 上水道事業について (1) 水道料金の算定方法 現行のまま、新市に引き継ぐ。	1. 上水道事業について (1) 水道料金の算定方法 水道料金の算定方法については、当面現行の料金体制を維持し、妥当性・公平性・安全性を尊重し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。また、経営状況について分析を行う。			構成団体に変更となるため、内容を変更する。	3
		(2) 水道加入金 現行のまま、新市に引き継ぐ。	(2) 水道加入金 水道加入金については、一次側においては、全て水道事業者が管理する方向で調整し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。			構成団体に変更となるため、内容を変更する。	5
		2. 簡易水道事業について (1) 水道料金の算定方法 当面は、現行の料金体制を維持し、将来的には妥当性・公平性・安全性を尊重し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。経営状況を分析する。	2. 簡易水道事業について (1) 水道料金の算定方法 水道料金の算定方法については、当面現行の料金体制を維持し、妥当性・公平性・安全性を尊重し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。また、経営状況について分析を行う。			調整内容中「水道料金の算定方法については、」「また、」を削除する。「は、」「将来的には」を挿入する。	12
		(2) 水道加入金 一次側においては、すべて水道事業者が管理する方向で調整する。当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。	(2) 水道加入金 水道加入金については、一次側においては、全て水道事業者が管理する方向で調整し、合併後3年目処に新たな制度等を制定する。			調整内容中「水道加入金については、」を削除する。一部文言を変更する。	14



次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番 号	協定項目	調整の内容（案）	参考（小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較）				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語 句	内 容	摘 要	
25 - 17	学校教育関係 第6回（H20.8.28）提案 第6回（H20.8.28）確認	1．小・中学校の規模適正化については、当面現行どおりとする。 小中一貫教育については、小林市で平成21年度から実施する予定であり、野尻町では具体的な検討がなされていないため、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に調整していくものとする。	1．小・中学校の規模適正化については、当面現行どおりとする。 小中一貫教育については、小林市で平成21年度から実施する予定であり、 <u>高原町・野尻町</u> では具体的な検討がなされていないため、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に調整していくものとする。			調整内容中「高原町」を削除する。	7
		2．奨学金、育英資金については、小林市の制度等に統一する。 教育資金融資制度については、九州労働金庫と協議を行い、合併までに統合するよう調整する。	2．奨学金、育英資金については、小林市の制度等に統一する。 <u>なお、高原町において合併前に貸付を受けた者に係る貸付額及び償還については、合併前の高原町育英資金貸付基金条例の例による。</u> <u>また、高原町の基金は、現行のまま、新市に引き継ぐ。</u> 教育資金融資制度については、九州労働金庫と協議を行い、合併までに統合するよう調整する。			両市町に関することではないため削除する。	12
25 - 18	社会教育関係 第6回（H20.8.28）提案 第6回（H20.8.28）確認	成人の日記念行事については、現行により実施するが、記念品等は統一する。合併後、実情や体制等を勘案しながら、一会場での開催に向けて調整していく。	成人の日記念行事については、現行により実施するが、記念品等は統一する。合併後、実情や体制等を勘案しながら、一会場での開催に向けて調整していく。				9
25 - 19	その他関係  市町の計画、運輸・通信 第3回（H20.6.26）提案 第3回（H20.6.26）確認	1．市町の計画について 総合計画については、小林市の制度等に統一することとし、合併翌年度に、野尻町の施策及び新市基本計画を踏まえ、小林市の総合計画を一部見直す。	1．市町の計画について 総合計画については、小林市の制度等に統一することとし、合併翌年度に、 <u>高原町、野尻町</u> の施策及び新市基本計画を踏まえ、小林市の総合計画を一部見直す。			調整内容中「高原町、」を削除する。	2
		2．運輸・通信について コミュニティバス等については、運行地域が異なるため、当分の間は現行どおりとするが、利用料金等については、地域公共交通会議等の意見を踏まえ、合併後3年を目処に統一する。	2．運輸・通信について コミュニティバス等については、運行地域が異なるため、当分の間は現行どおりとするが、利用料金等については、地域公共交通会議等の意見を踏まえ、合併後3年を目処に統一する。				3
	企画 第6回（H20.8.28）提案 第6回（H20.8.28）確認	ふるさと振興基金は統合する。なお、基金の活用状況が異なるため整理し、合併までに新たな制度を制定する。	ふるさと振興基金は統合する。なお、基金の活用状況が異なるため整理し、合併までに新たな制度を制定する。				2

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25-19	住民 第8回(H20.10.9)提案 第8回(H20.10.9)確認	【住民窓口(支所・出張所等での取扱い)】 野尻庁舎の窓口業務は、小林市須木庁舎にならない調整する。 西小林出張所及び紙屋支所(出張所)の窓口業務は、現行のまま、新市に引き継ぐ。	【住民窓口(支所・出張所等での取扱い)】 高原庁舎、野尻庁舎の窓口業務は、小林市須木庁舎にならない調整する。 西小林出張所及び紙屋支所(出張所)の窓口業務は、現行のまま、新市に引き継ぐ。			調整内容中「高原庁舎、」を削除する。	2
	選挙 第8回(H20.10.9)提案 第8回(H20.10.9)確認	1.投票所については、現行のまま、新市に引き継ぐ。	1.投票所については、現行のまま、新市に引き継ぐ。				2
		2.投票所の閉鎖時刻について (1)公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条第1項の規定により行われる増員選挙有権者の投票行動等を十分検証する必要がある、有権者はもちろん立候補者にとっても不公平感のない投票所運営方法を合併までに調整する。	2.投票所の閉鎖時刻について (1)公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条第1項の規定により行われる増員選挙有権者の投票行動等を十分検証する必要がある、有権者はもちろん立候補者にとっても不公平感のない投票所運営方法を合併までに調整する。				2
		(2)合併後、最初に行われる一般選挙 有権者の投票行動等を十分検証する必要がある、有権者はもちろん立候補者にとっても不公平感のない投票所運営方法を合併までに調整する。	(2)合併後、最初に行われる一般選挙 有権者の投票行動等を十分検証する必要がある、有権者はもちろん立候補者にとっても不公平感のない投票所運営方法を合併までに調整する。				2
		3.期日前投票所は本庁、須木庁舎、野尻庁舎に各1箇所とする。閉鎖時刻については合併までに調整する。	3.期日前投票所は本庁、須木庁舎、高原庁舎、野尻庁舎に各1箇所とする。閉鎖時刻については合併までに調整する。			調整内容中「高原庁舎、」を削除する。	4
		4.開票所については選挙区ごとに設置する必要があるため、選挙区の設置次第で開票事務の取扱いが異なる。 (1)公職選挙法第34条第1項の規定により行われる増員選挙 野尻選挙区に開票所を設ける。	4.開票所については選挙区ごとに設置する必要があるため、選挙区の設置次第で開票事務の取扱いが異なる。 (1)公職選挙法第34条第1項の規定により行われる増員選挙 高原選挙区、野尻選挙区それぞれに開票所を設ける。			調整内容中「高原選挙区、」「それぞれ」を削除する。	6
		(2)合併後、最初に行われる一般選挙 1開票所に集約し、一括して開票事務を行う。	(2)合併後、最初に行われる一般選挙 1開票所に集約し、一括して開票事務を行う。				6
		5.開票開始時刻の取扱いについては、投票箱送致に要する時間を勘案し、開票時刻を設定する必要があるため合併までに調整する。	5.開票開始時刻の取扱いについては、投票箱送致に要する時間を勘案し、開票時刻を設定する必要があるため合併までに調整する。				6

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25 - 19	選挙 第8回(H20.10.9)提案 第8回(H20.10.9)確認	6.選挙公費負担の取扱いについては、小林市の制度等に統一する。	6.選挙公費負担の取扱いについては、小林市の制度等に統一する。				9
	交通安全 第5回(H20.8.21)提案 第5回(H20.8.21)確認	交通指導員については、現状の実人員24名を定数とする。交通指導員の勤務日については合併までに調整する。	交通指導員については、現状の実人員32名を定数とする。交通指導員の勤務日については合併までに調整する。			32名より高原町の人員を差し引いた人員24名とする。	4

**【参考資料】**

**合併新法による議員の定数・任期の特例（編入合併）**

**1 地方自治法の原則**

編入される議会議員は失職

合併により人口が増え、法定定数が編入する市の条例定数を上回る場合、その上回っている定数分について議員条例定数を改正し、増加定数分の増員選挙を行うことができる。（ 地方自治法第91条）

**2 合併新法による特例（編入合併）**

関係市町村の協議により、以下のいずれかの特例をとることができる。

**定数特例（合併新法第8条）**

ア 合併直後、人口比に応じた特例定数により、編入される町の区域のみを選挙区とした増員選挙を行うことができる。

イ さらにその後1回目の一般選挙に限り、その合併特例定数で選挙することができる。

**在任特例（合併新法第9条）**

ア 編入先の議会の残任期間、編入される町の議員全員が議員として残任できる。

イ さらにその後1回目の一般選挙に限り、上記 の定数特例を準用し、編入される町の区域を選挙区として合併特例定数で選挙することができる。

**議員定数の上限（地方自治法第91条第2項）**

**地方自治法**

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

(5) 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人

特例定数

【増員定数 = 編入する市の条例定数 × (編入される町の人口) ÷ (編入する市の人口)】  
小数点以下切り捨て

$$\text{野尻町} \quad 24 \text{人} \times ( 8,670 \text{人} \div 41,150 \text{人} ) = 5.05 \dots 5 \text{人}$$

人口の定義及び各市町議員定数

平成 17 年国勢調査人口及び各市町議員定数

(人口の定義)

第 2 5 4 条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

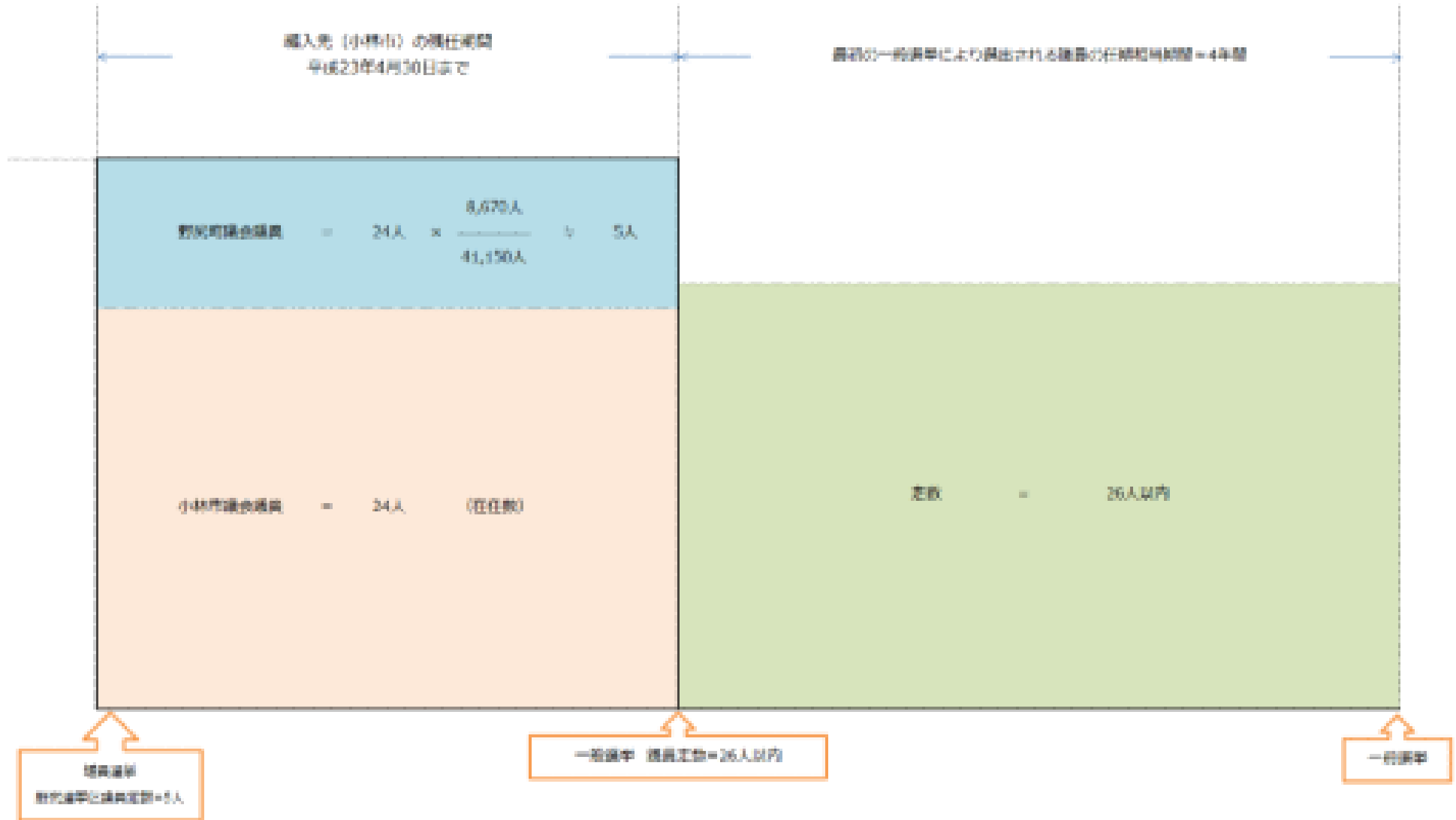
	小林市	野尻町	計
人口(人)	41,150	8,670	<b>49,820</b>
議員数(人)	24	10	<b>34</b>

## 議会議員の定数及び任期の取扱いに係る特例の選択肢及び適用概要

区分	合併特例法を適用しない場合 (原則)	定数に関する特例を適用する場合 (合併特例法第8条)	在任に関する特例を適用する場合 (合併特例法第9条)
議会の議員の身分	小林市議会議員は引き続き身分を有する。 野尻町議会議員は合併の日の前日をもって全て失職する。	小林市議会議員は引き続き身分を有する。 野尻町議会議員は合併の日の前日をもって全て失職する。 ただし、野尻町を区域とした選挙区を設け、人口に応じた定数(野尻町5人)の増員選挙を行う。	小林市議会議員は引き続き身分を有する。 野尻町議会議員は、小林市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、合併後の小林市議会議員として在任することができる。
特例による議員の任期	/	平成23年4月30日まで (小林市議会議員の残任期間に相当する期間[合併特例法第8条第2項])	平成23年4月30日まで (小林市議会議員の残任期間に相当する期間[合併特例法第9条第1項第2号])
特例による議員の数	/	野尻町5人 【野尻町】 (野尻町の人口8,670人÷小林市の人口41,150人×小林市議会の定数24人=5.05人 5人) この場合、合併後の小林市議会の定数は29人となる。 (24人+5人=29人) 平成17年国勢調査人口 小林市41,150人、野尻町8,670人(計49,820人) 地方自治法第91条による合併後の市の上限定数は26人	野尻町10人 この場合、合併後の小林市議会議員の定数は34人となる。(24人+10人=34人) 地方自治法第91条の定数を超える場合も、当該数をもって合併後の小林市議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員が全てなくなったときは、その定数は第91条の規定に至るまで減少する。
選挙期日	原則として、選挙は行わない。	当該条例施行日から5日以内に市議会議長から市選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。 (公職選挙法第111条第3項) 当該条例施行日とあるのは、合併の日とする。 (合併特例法第8条第4項) 市議会議員の増員選挙は、これを行うべき事由が生じた日から50日以内に行う。(公職選挙法第34条第1項)	選挙は行わない。

の特例を適用する場合、合併協議会の協議により、合併後最初に行われる一般選挙においても、の定数特例を適用することができる。

# 定数特例概要



## 関係法令

### 公職選挙法

( 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等 )

**第 34 条** 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙( 第 114 条の規定による選挙を含む。 ) 又は増員選挙若しくは第 116 条の規定による一般選挙は、これを行うべき事由が生じた日から 50 日以内に行う。

### 地方自治法

**第 91 条** 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- (1) 人口 2 千未満の町村 12 人
- (2) 人口 2 千以上 5 千未満の町村 14 人
- (3) 人口 5 千以上 1 万未満の町村 18 人
- (4) 人口 1 万以上 2 万未満の町村 22 人
- (5) 人口 5 万未満の市及び人口 2 万以上の町村 26 人
- (6) 人口 5 万以上 10 万未満の市 30 人
- (7) 人口 10 万以上 20 万未満の市 34 人
- (8) 人口 20 万以上 30 万未満の市 38 人
- (9) 人口 30 万以上 50 万未満の市 46 人
- (10) 人口 50 万以上 90 万未満の市 56 人
- (11) 人口 90 万以上の市 人口 50 万を超える数が 40 万を増すごとに 8 人を 56 人に加えた数( その数が 96 人を超える場合にあっては、96 人 )



## 市町村の合併の特例等に関する法律

(議会の議員の定数に関する特例)

**第8条** 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第254条に規定する人口によるものとする。第16条第2項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下この項において「旧定数」という。)に乗じて得た数(0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下この条及び次条第一項において「編入合併特例定数」という。)をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

- 4 第2項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第8条第3項」と、同法第111条第3項中「地方自治法第91条第5項」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（同法第2条第1項に規定する市町村の合併をいう。）の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第5項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは、「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第8条第6項において準用する同条第3項」とする。
- 8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（議会の議員の在任に関する特例）

**第9条** 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定

数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間
- (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 第1項又は前項において準用する前条第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

【参考資料】

農業委員会の委員の原則・特例比較表

区 分		選挙委員			選任委員	要件等
		選出方法等	定 数	任 期		
合併後の新市に 1つの農業委員会を置く場合		原則	編入した市町村の委員は存続 編入された市町村の委員は失職	編入した市町村の従前の定数	編入した市町村の従前の委員の残任期間	編入した市町村の委員は存続 編入された市町村の委員は失職
		在任特例	存続 ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選	編入した市町村の従前の定数 + 協議により、40を超えない範囲で定めた数	編入した市町村の従前の委員の残任期間	編入した市町村の委員は存続 編入された市町村の委員は失職
合併後の新市に2つ以上の農業委員会を置く場合	従前の区域と異なる区域に農業委員会を置く場合	原則	各委員会ごとに選挙	各委員会ごとに条例で定める数	3年	新たに選任
		在任特例	存続 ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選	協議により各委員会ごとに80を超えず10を下らない範囲で定めた数	合併後1年を超えない範囲で、協議で定める	新たに選任
	従前の区域に農業委員会を置く場合	特例	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続	従前の定数	従前の各委員会の委員の残任期間	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続

新市の区域積  
24,000ha  
または農地  
7,000haを超えること。

## 農業委員会等に関する法律（抜粋）

（設置）

- 第3条** 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。
- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
- 3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
- 4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。
- 5 その区域内の農地面積（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調ったものの区域内の農地面積（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。）を除く。）が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は当該市町村に農業委員会を置かないことができる。
- 6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

（境界の変更の場合の特例）

- 第34条** 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。
- 2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

## 市町村合併の特例等に関する法律（抜粋）

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

**第 11 条** 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては 80 を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては 40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間
- (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 7 条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第 3 条第 2 項の規定により合併市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第 35 条第 1 項の規定により地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第 34 条の規定の適用がある場合を除いて、前 2 項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第 1 項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

## 参考法令等（条文等抜粋）

### 地方税法（抜粋）

#### （市町村が課することができる税目）

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- （1）市町村民税
- （2）固定資産税
- （3）軽自動車税
- （4）市町村たばこ税
- （5）鉱産税
- （6）特別土地保有税

3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 指定都市等（第701条の3第1項第1号の指定都市等をいう。）は、目的税として、事業所税を課するものとする。

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- （1）都市計画税
- （2）水利地益税
- （3）共同施設税
- （4）宅地開発税
- （5）国民健康保険税

7 市町村は、第4項及び第5項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

#### （公益等による課税免除及び不均一課税）

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

**(受益に因る不均一課税及び一部課税)**

第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

**(市町村民税の納税義務者等)**

第294条 市町村民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって課する。

(1) 市町村内に住所を有する個人

(2) 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

(3) 市町村内に事務所又は事業所を有する法人

(4) 市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下本節において「寮等」という。)を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの

(5) 法人課税信託(法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所を有するもの

2 前項第1号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

**(個人の市町村民税の非課税の範囲)**

第295条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税(第2号に該当する者にあつては、第328条の規定によって課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)

2 分離課税に係る所得割につき前項第1号の規定を適用する場合における同号に掲げる者であるかどうかの判定は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日の現況によるものとする。

3 市町村は、この法律の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない。



(個人の均等割の税率)

第310条 個人の均等割の標準税率は、3,000円とする。

(法人等の均等割の税率)

第312条 法人に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

法人等の区分	税率
1 次に掲げる法人 イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び第294条第7項に規定する公益法人等のうち、第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(同法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除く。) ホ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(政令で定める役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号まで及び第5項において「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	年額 5万円
2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円
3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円
4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円
5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円
6 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円
7 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円
8 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円
9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円

**【令】第48条の2**

2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で均等割を課する場合には、同項の表の各号の税率に、それぞれ1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

**(法人税割の税率)**

第314条の4 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

2 法人税割の税率は、第321条の8第1項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第5項の規定によって申告納付するものにあつては解散の日現在における税率による。

**(普通徴収に係る個人の市町村民税の納期)**

第320条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6月、8月、10月及び1月中(当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあつては、6月中)において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

**(固定資産税の納税義務者等)**

第343条 固定資産税は、固定資産の所有者(質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。)に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、土地登記簿若しくは土地補充課税台帳又は建物登記簿若しくは家屋補充課税台帳に所有者(区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

3 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

### (固定資産税の税率)

第350条 固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。

- 2 市町村は、当該市町村の固定資産税の一の納税義務者であってその所有する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額が当該市町村の区域内に所在する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の3分の2を超えるものがある場合において、固定資産税の税率を定め、又はこれを変更して100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする。

### (固定資産税の免税点)

第351条 市町村は、同一の者について当該市町村の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課することができない。ただし、財政上その他特別の必要がある場合においては、当該市町村の条例の定めるところによって、その額がそれぞれ30万円、20万円又は150万円に満たないときであっても、固定資産税を課することができる。

### (固定資産税の賦課期日)

第359条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

### (固定資産税の納期)

第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

- 2 固定資産税額(第364条第10項の規定によって都市計画税をあわせて徴収する場合にあっては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。)が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によって定められた納期のうちいずれか一の納期において、その金額を徴収することができる。

### (固定資産課税台帳等の備付け)

第380条 市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならない。

- 2 市町村は、総務省令で定めるところにより、前項の固定資産課税台帳の全部又は一部の備付けを電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下本節において同じ。)の備付けをもって行うことができる。

3 市町村は、第1項の固定資産課税台帳のほか、当該市町村の条例の定めるところによって、地籍図、土地使用図、土壤分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料を備えて逐次これを整えなければならない。

**(都市計画税の課税客体等)**

第702条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもの(以下本項において「都市計画区域」という。)のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域(当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあっては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域)内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち市街化調整区域(同項に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。)において同法第34条第10号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(第349条の3第9項から第11項まで、第23項、第24項、第26項、第27項、第29項又は第31項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第343条(第3項、第8項及び第9項を除く。)において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

**(都市計画税の非課税の範囲)**

第702条の2 市町村は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に対しては、都市計画税を課することができない。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、第348条第2項から第5項まで、第7項若しくは第9項又は第351条の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない。

**(住宅用地等に対する都市計画税の課税標準の特例)**

第702条の3 第349条の3の2第1項又は第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第702条第1項の規定にかかわらず、当該土地に係

る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。

- 2 第349条の3の2第2項の規定又は第349条の3の3第1項の規定により読み替えて適用される第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第702条第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

**(都市計画税の税率)**

第702条の4 都市計画税の税率は、100分の0.3を超えることができない。

**(都市計画税の納税管理人)**

第702条の5 第355条第1項の規定により定められた固定資産税の納税管理人は、当該納税義務者に係る都市計画税の納税管理人として、納税に関する一切の事項を処理しなければならない。

**(都市計画税の賦課期日)**

第702条の6 都市計画税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

**(都市計画税の納期)**

第702条の7 都市計画税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

- 2 都市計画税額(次条第1項前段の規定によって固定資産税をあわせて徴収する場合にあっては、都市計画税額と固定資産税額との合算額とする。)が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によって定められた納期のうちいずれか一の納期において、その金額を徴収することができる。

**(都市計画税の賦課徴収等)**

第702条の8 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。この場合において、第17条の4の規定に基く還付加算金、第365条第2項の規定に基く納期前の納付に対する報奨金又は第368条若しくは第369条の規定に基く延滞金の計算については、都市計画税及び固定資産税の額の合算額によって当該各条の規定を適用するものとする。

- 2 都市計画税の賦課徴収に関する修正の申出及び不服申立て並びに出訴については、固定資産税の賦課徴収に関する修正の申出及び不服申立て並びに出訴の例によるものとする。
- 3 都市計画税の納税義務者は、都市計画税に係る地方団体の徴収金を、固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付の例により納付するものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税に係る地方団体の徴収金とあわせて納付しなければならない。

- 4 第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、都市計画税及び固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付があったときは、その納付額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を都市計画税及び固定資産税の額にあん分した額に相当する都市計画税又は固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付があったものとする。
- 5 第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合においては、当該都市計画税の賦課徴収に用いる納税通知書、納期限変更告知書、督促状その他の文書は、固定資産税の賦課徴収に用いるそれらの文書とあわせて作成するものとする。
- 6 第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が当該固定資産税の納期限を延長したときは、当該納税者に係る都市計画税の納期限についても、同一期間延長されたものとする。
- 7 第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が第367条、第368条第3項又は第369条第2項の規定によって固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額を減免したときは、当該納税者に係る都市引計画税又は当該都市計画税に係る延滞金額についても、当該固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする。
- 8 第358条、第374条及び第375条の規定は、第1項の規定によって固定資産税の賦課徴収の例により賦課徴収を行う都市計画税について準用する。

## 参考法令等（条文等抜粋）

### 市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）

（職員の身分取扱い）

第12条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

### 地方公務員法（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 （略）

## 地域自治区の設置に関する協議書（案）

市町村の合併の特例等に関する法律(平成 1 6 年法律第 5 9 号。以下「合併新法」という。)第 2 3 条及び第 2 4 条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項について、下記のとおり定めるものとする。

### 記

#### （地域自治区の設置）

第 1 条 合併新法第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的に、合併前の野尻町の区域に地域自治区を設置する。

#### （地域自治区の名称）

第 2 条 地域自治区の名称は、野尻町とする。

#### （地域自治区の設置期間）

第 3 条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、一定期間を経過した後、評価し、合併新法第 2 3 条第 1 項又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 2 条の 4 に規定する地域自治区の設置の是非について、再度検討する。

#### （地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域）

第 4 条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

位置	名称	所管区域
小林市野尻町東麓 1 1 8 3 番地 2	小林市野尻庁舎	合併前の野尻町の区域

#### （地域自治区の事務所の所掌事務）

第 5 条 地域自治区の事務所が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合支所の事務に関すること。
- (2) 第 8 条に規定する地域協議会の庶務及び運営に関すること。

#### （地域自治区の区長）



第6条 地域自治区の事務所に地方自治法第202条の4第3項に基づき事務所の長を置き、市長の補助機関である職員をもって充てる。ただし、合併新法第24条第1項の規定により、合併の日から2年間に限り、事務所の長に代えて特別職の区長（以下「区長」という。）を置く。

2 区長の選任については、地域協議会、地域の団体・組織等からの意見を尊重して、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。

3 区長の任期は2年とする。ただし、区長が欠けた場合における補欠の区長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、区長が次の各号のいずれかに該当するときは、罷免することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるときその他その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他その職たるに適しない非行があると認めるとき。

5 区長の報酬の額は、その身分及び職責を踏まえ財政状況等を考慮した上で、小林市特別職報酬等審議会に諮り、市長が別に定めるものとする。

（地域自治区の区長の権限）

第7条 区長は、地域自治区を代表し、その地域の特性や資源を活かした独自性のあるまちづくりのため、市長に助言し、又は意見を具申する。

2 区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の小林市（以下「市」という。）の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携（協働）を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。

（地域協議会の設置）

第8条 地域自治区に地域協議会を置く。

（地域協議会の組織）

第9条 地域協議会は、委員15人以内で組織する。

2 地域協議会の委員（以下「委員」という。）は、当該地域自治区の区域内に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して、市長が選任する。

(1) 当該地域自治区の区域内の公共的団体及びまちづくり委員会等が推薦する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募による者

( 地域協議会の権限 )

第 10 条 地域協議会は、次の各号に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を具申することができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化(協働)に関する事項

2 市長は、次の各号に掲げる市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 新市基本計画の変更及び執行状況に関する事項

(2) 基本構想及び総合計画の策定及び変更に関する事項

(3) 各種地域計画の策定及び変更に関する事項

(4) 予算編成に関する重要事項

(5) 公の施設の設置、統合及び廃止並びに管理運営に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

( 地域協議会の委員の任期等 )

第 11 条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の報酬については、小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例に基づき、日額報酬を支給するとともに、費用を弁償する。

( 地域協議会の会長及び副会長 )

第 12 条 地域協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

6 会長及び副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、地域協議会における出席委員の過半数の議決に基づき、市長が解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるときその他その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他その職たるに適しない非行があると認めるとき。

(地域協議会の会議)

第13条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 定例の会議の開催回数は、年次計画を作成し、月1回を基本として開催する。なお、会長は必要に応じて、臨時に会議を開くことができる。

3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議長は、会長が務めるものとする。

6 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

8 会議は公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(その他)

第14条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会の意見を聴き、市長が別に定める。

## 附 則

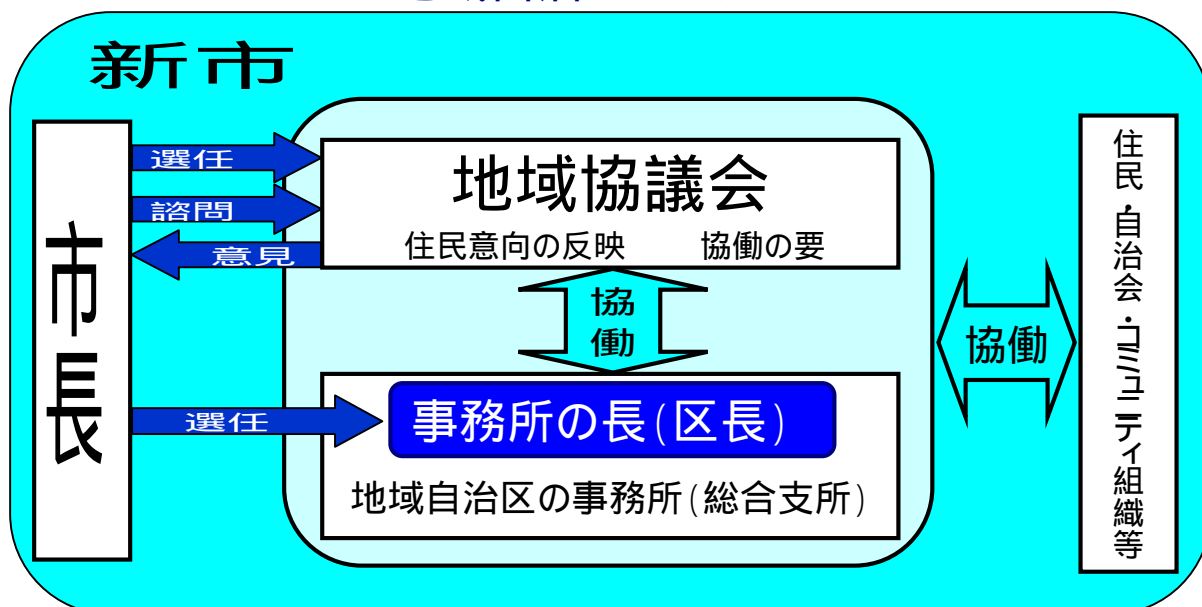
この協議は、合併の日から施行する。

**【参考資料】**

**市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）による地域自治区の概要**

1. 設置目的	住民に身近な事務の処理にあたり、住民の意見を十分に反映させるとともに、行政と住民との相互の連携を図ることを目的に設置します。
2. 設置根拠法令	市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）第23条
3. 設置	合併協議会の協議により設置することができます。関係市町議会の議決が必要です。
4. 設置期間	合併協議会で定める期間ですが、概ね10年以内が適当です。
5. 設置区域	旧市町単位を設置区域とします。
6. 規約等	規約制定の義務付けはなく、必要な事項は協議で定めます。
7. 地域自治区の機能	地域の住民の意見を行政に反映 行政と住民との協働による地域づくりの場 市長の権限に属する事務
8. 地域自治区の事務所	地域自治区の事務所は必ず設置しなければなりません。市町村合併により、旧市町に総合支所を設置する場合は、その総合支所に設置する場合があります。 地域自治区の事務所の役割 市長の権限に属する事務 地域協議会の事務処理
9. 地域自治区の職員	地域自治区の事務所の長及び職員は、新市の職員を充てます。
10. 地域自治区長	地域自治区の事務所の長に代えて、合併協議会の協議により、地域自治区に期間を定めて特別職の区長を置くことができます。区長は市長が選任します。
11. 地域協議会	地域の公共的団体代表、学識経験者、公募市民等で構成する地域協議会を設置します。 ア. 構成員 地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任します。 イ. 任期 4年以内 ウ. 協議会委員の報酬 支給しないことができます。 エ. 権限等 (1)次に掲げる事項のうち、市長、その他の市の機関（教育委員会等）により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市長、その他の市の機関（教育委員会等）に意見を述べるすることができます。 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項 のほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 (2)市長の対応等 市長は、条例で定める市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、または変更しようとする場合は、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければなりません。 市長、その他の市の機関（教育委員会等）は、(1)及び(2)の 意見を勧案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければなりません。
12. 解散	設置期間満了により解散します。

**地域自治区のイメージ**



## 須木地域の地域自治区の現況

1. 地域自治区の設置	市町村の合併の特例に関する法律(旧合併特例法)に基づき、合併前の須木村の区域をその区域とする「地域自治区」を設置するものとする。
2. 地域自治区の所管区域・名称	地域自治区の所管する区域は、合併前の須木村の区域とする。 地域自治区の名称は「須木」とする。
3. 地域自治区の設置期間	地域自治区の設置期間は、合併の日から10年以内とする。
4. 地域自治区の事務所の所掌事務	須木区の事務所が所掌する事務は、総合支所業務全般と、地域協議会の庶務及び運営に関する事務とする。
5. 地域自治区長の設置・選任	地域自治区の事務所の長に代えて、副市長相当職の区長を置く。 区長の選任にあたっては、市長は地域協議会等の意見を求め、地域の意見を尊重して選任するものとする。
6. 区長の設置期間	区長の設置期間は、合併の日から10年以内とする。
7. 区長の任期	区長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
8. 区長の権限	区長の権限は、副市長の決裁区分と同程度とし、須木区に係るものに限る。区長は須木庁舎における事務を総括する。
9. 地域協議会の組織及び委員の選任・任期	協議会の委員の定数は10人以内とする。 1) 委員の選任 地域自治区に協議会を設置し、その委員は次に掲げる者の中から市長が選任する。 須木区の区域内の公共的団体等が推薦する者 4人以内 学識経験を有する者 4人以内 公募による者 2人以内 2) 地域協議会の委員の任期等 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
10. 地域協議会の会長及び副会長	地域協議会に、協議会委員の互選により会長及び副会長をそれぞれ1人置く。 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 会長、副会長の任期は、委員の任期とする。
11. 地域協議会の委員の報酬	委員の報酬は、日額報酬とする。 委員の費用を弁償する。ただし、会議に伴う費用弁償は支給しない。

<p>12. 地域協議会の 運営</p>	<p>会議は、会長が招集する。</p> <p>定例の会議の開催回数は、年次計画に沿って月1回を基本として開催する。なお、会長は必要に応じて、臨時に会議を開くことができる。会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。会議の議長は、会長が務めるものとする。</p> <p>会議の議事は、出席委員の2分の1をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>13. 地域協議会の 権限</p>	<p>次に掲げる事項のうち、市長その他の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市長その他の機関に意見を述べることができる。</p> <p>    地域自治区の事務所が所掌する事項</p> <p>    市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項</p> <p>    市の事務処理に当たっての地域自治区の区域に住所を有する者との連携の強化に関する事項</p> <p>市長は次の各号に掲げる市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>    新市まちづくり計画に関する事項</p> <p>    総合計画に関する事項</p> <p>    前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p>
<p>14. 須木庁舎における 予算要求・執行</p>	<p>予算要求は、須木庁舎における所属課単位での要求を基本とするが、事務の効率化に資する事業については、本庁所属課で一括要求する。須木庁舎においては、予算要求書を提出するにあたっては、区長の決裁を得ることとする。</p> <p>区長は予算編成方針に照らして、要求内容の検討を行うとともに、須木区内の調整の必要性を勘案しながら、須木庁舎に係る予算要求を総括する。</p> <p>須木庁舎では、本庁財政課から直接、予算の配当を受け、区長・須木庁舎課長が付与された専決権の範囲内で予算を執行する。</p> <p>(ただし、本庁での一括執行予算は除く。)</p>

## 旧合併特例法に基づく地域自治区の設置状況

(平成18年7月1日現在)

都道府県名	市町村名	構成市町村名	合併等の状況	
			合併方式	合併期日
01 北海道	石狩市	石狩市、厚田村、浜益村	編入	H17.10.1
02 北海道	伊達市	伊達市、大滝村	編入	H18.3.1
03 北海道	枝幸町	枝幸町、歌登町	新設	H18.3.20
04 北海道	新ひだか町	静内町、三石町	新設	H18.3.31
05 青森県	青森市	青森市、浪岡町	新設	H17.4.1
06 青森県	八戸市	八戸市、南郷村	編入	H17.3.31
07 岩手県	一関市	一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根町、川崎村	新設	H17.9.20
08 岩手県	盛岡市	盛岡市、玉山村	編入	H18.1.10
09 岩手県	奥州市	水沢市、江刺市、前沢町、丹沢町、衣川村	新設	H18.2.20
10 宮城県	気仙沼市	気仙沼市、唐桑町	新設	H18.3.31
11 秋田県	横手市	横手市、増田町、平賀町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村	新設	H17.10.1
12 秋田県	能代市	能代市、二ツ井町	新設	H18.3.21
13 福島県	南相馬市	原町市、小高町、鹿島町	新設	H18.1.1
14 福島県	白河市	白河市、表郷村、大信村、東村	新設	H17.11.7
15 群馬県	沼田市	沼田市、白沢村、利根村	編入	H17.2.13
16 神奈川県	相模原市	相模原市、津久井町、相模湖町	編入	H18.3.20
17 新潟県	柏崎市	柏崎市、高柳町、西山町	編入	H17.5.1
18 新潟県	上越市	上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町	編入	H17.1.1
19 石川県	加賀市	加賀市、山中町	新設	H17.10.1

地域自治体の設置状況								備考
設置区域	設置期間	区長等			地域協議会			
		特別職の配置	任期	設置期間	構成員数	任期	報酬	
厚田村、浜益村	10年		2年	4年	15人以内	2年	日額報酬	
大滝村	10年	-	-	-	15人以内	2年	報償金	
歌登町	10年		2年	6年	20人以内	2年	支給しない	
三石町	10年以内		2年	10年以内	15人以内	2年	支給しない	
波岡町	10年		2年	10年	20人以内	2年	支給しない	
南郷村	10年		2年	2年	20人以内	2年	日額報酬	
花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根町、川崎村	2年6月		2年	2年6月	15人以内	2年	不明	事務長(部長級)
玉山村	10年		2年	10年	15人以内	2年	日額報酬	
水沢市、江刺市、前沢町、丹沢町、衣川村	10年		2年	4年	20人以内	2年	日額報酬	
唐桑町	10年		2年	10年	20人以内	2年	日額報酬	
増田町、平賀町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村	4年6月		2年	4年6月	15人以内	2年	不明	
二ツ井町	10年	-	-	-	15人以内	2年	不明	
原町市、小高町、鹿島町	定め ない		2年	10年	別に 定める	2年	日額報酬	
表郷村、大信村、東村	10年		2年	5年	15人以内	2年	支給 しない	
白沢村、利根村	10年		2年	10年	15人以内	2年	不明	
津久井町、相模湖町	5年	-	-	-	30人以内	2年	支給 しない	
高柳町、西山町	10年	-	-	-	20人以内	2年	支給 しない	
安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大湊町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町	5年	-	-	-	18人 以内 (地域別 に設定)	4年	支給 しない	委員は 公選制
山中町	10年	-	-	-	10人 以内	2年	不明	

38団体

101地域自治区



都道府県名	市町村名	構成市町村名	合併等の状況	
			合併方式	合併期日
20 福井県	坂井市	三国町、丸岡町、春江町、坂井町	新設	H18.3.20
21 長野県	松本市	松本市、四賀村、安曇村、奈川村、梓川村	編入	H17.4.1
22 長野県	飯田市	飯田市、上村、南信濃村	編入	H17.10.1
23 長野県	伊那市	伊那市、高遠町、長谷村	新設	H18.3.31
24 岐阜県	岐阜市	岐阜市、柳津町	編入	H18.1.1
25 岐阜県	大垣市	大垣市、上石津町、墨俣町	編入	H18.3.27
26 三重県	紀北町	紀伊長島町、海山町	新設	H17.10.11
27 兵庫県	香美町	美方町、村岡町、香住町	新設	H17.4.1
28 兵庫県	多可町	中町、加美町、八千代町	新設	H17.11.1
29 奈良県	宇陀市	大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村	新設	H18.1.1
30 島根県	吉賀町	六日市町、柿木村	新設	H17.10.1
31 長崎県	平戸市	平戸市、生月町、田平町、大島村	新設	H17.10.1
32 宮崎県	都城市	都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町	新設	H18.1.1
33 宮崎県	美郷町	南郷村、西郷村、北郷村	新設	H18.1.1
34 宮崎県	延岡市	延岡市、北方町、北浦町	編入	H18.2.20
35 宮崎県	日向市	日向市、東郷町	編入	H18.2.25
36 宮崎県	小林市	小林市、須木村	新設	H18.3.20
37 鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市、輝北町、串良町、吾平町	新設	H18.1.1
38 鹿児島県	奄美市	名瀬市、住用村、笠利町	新設	H18.3.20

地域自治区の設置状況								
設置区域	設置期間	区長等			地域協議会			備考
		特別職の配置	任期	設置期間	構成員数	任期	報酬	
三国町、丸岡町、春江町、坂井町	10年		2年	本庁方式移行まで	10人以内	2年	支給しない	
安曇村、奈川村、梓川村	10年	-	-	-	15人以内	2年	日額報酬	地域審議会を併設
上村、南信濃村	5年6月		2年	5年6月	10人以内	2年	支給しない	地域自治区(一般)
高遠町、長谷村	10年		2年	10年以内	15人以内	4年	日額報酬	地域自治区(一般)
柳津町	10年	-	-	-	20人以内	2年	日額報酬	
上石津町、墨俣町	5年	-	-	-	15人以内	4年	支給しない	
紀伊長島町、海山町	定め ない	-	-	-	15人以内	2年	不明	
美方町、村岡町、香住町	定め ない	-	-	-	15人以内	2年	日額報酬	
中町、加美町、八千代町	不明	-	-	-	15人以内	2年	不明	
大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村	5年3月		2年	5年3月	15人以内	2年	支給しない	
柿木村	10年	-	-	-	10人以内	2年	支給しない	
生月町、田平町、大島村	10年	(一部)	2年	10年	15人以内	2年	日額報酬	地域審議会を併設
山之口町、高城町、山田町、高崎町	6年		2年	6年	15人以内	2年	支給しない	
南郷村、西郷村、北郷村	4年		4年	4年	15人以内	2年	日額報酬	副町長を配置
北方町、北浦町	10年		2年	3年	15人以内	2年	日額報酬	
東郷町	6年		2年	2年	20人以内	2年	日額報酬	
須木村	10年以内		2年	10年以内	10人以内	2年	日額報酬	
輝北町、串良町、吾平町	4年		2年	4年	15人以内	2年	日額報酬	
名瀬市、住用村、笠利町	10年		2年	4年	15人以内	2年	日額報酬	

## 地域自治区に関する根拠法令等（抜粋）

### 地方自治法（抄）

#### 第4節 地域自治区

（地域自治区の設置）

**第202条の4** 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 地域自治区の事務所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもって充てる。

4 第4条第2項の規定は第2項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第175条第2項の規定は前項の事務所の長について準用する。

（地域協議会の設置及び構成員）

**第202条の5** 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、4年以内において条例で定める期間とする。

5 第203条第1項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

（地域協議会の会長及び副会長）

**第202条の6** 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地域協議会の権限)

**第 202 条の 7** 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

3 市町村長その他の市町村の機関は、前 2 項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織及び運営)

**第 202 条の 8** この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(政令への委任)

**第 202 条の 9** この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。

## 市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）(抄)

(地域自治区の設置手続等の特例)

**第 23 条** 市町村の合併に際しては、地方自治法第 202 条の 4 第 1 項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、1 又は 2 以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする同項に規定する地域自治区（以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。）を設けることができる。

2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第 202 条の 4 から第 202 条の 8 までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前 2 項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第 1 項及び第 2 項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

( 地域自治区の区長 )

**第 24 条** 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区( 以下「合併に係る地域自治区」という。 )において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができる。

2 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。

3 区長の任期は、2 年以内において合併関係市町村の協議で定める期間とする。

4 第 1 項及び前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

5 合併市町村は、第 1 項及び第 3 項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 合併市町村の長は、区長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。

- 8 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反その他区長たるに適しない非行があると認める場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
- 9 区長は、前2項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。
- 10 区長は、第6項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。
- 11 合併に係る地域自治区の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 12 区長は、合併市町村の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、合併市町村の長その他の機関及び合併に係る地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。
- 13 地方自治法第165条第2項及び第175条第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の規定は、区長について準用する。この場合において、地方自治法第165条第2項中「副知事又は副市町村長」とあるのは「区長（市町村の合併の特例等に関する法律第24条第1項に規定する区長をいう。以下同じ。））」と、「普通地方公共団体の長に」とあるのは「合併市町村（同法第2条第2項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の長に」と、「普通地方公共団体の長の」とあるのは「合併市町村の長の」と、同法第175条第2項中「前項に規定する機関の長」とあるのは「区長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と読み替えるものとする。
- 14 第1項に規定する区長の職は、地方公務員法第3条の特別職とする。  
（住居表示に関する特例）
- 第25条** 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。第23条第1項の規定により設けられた合併に係る地域自治区の同項に規定する期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における同法第2条に規定する住居の表示についても、同様とする。

## 参考法令等（条文等抜粋）

### （ 1 ）特別職に属する公務員

#### 地方公務員法（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

1 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

市町村長、議員、副市町村長、収入役、監査委員、教育委員、公平委員、選挙管理委員、固定資産評価審査委員、農業委員の一部など

1 の 2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

1 の 3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

2 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

2 の 2 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

3 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

4 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

5 非常勤の消防団員及び水防団員の職

6 特定地方独立行政法人の役員

### （ 2 ）常勤の特別職

#### 地方自治法（抜粋）

（知事及び市町村長）

第 139 条 都道府県に知事を置く。

2 市町村に市町村長を置く。

(長の任期)

第 140 条 普通地方公共団体の長の任期は、4 年とする。

2 前項の任期の起算については、公職選挙法第 259 条及び第 259 条の 2 の定めるところによる。

(副知事及び副市町村長の設置)

第 161 条 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。

2 副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。

(副知事及び副市長村長の選任)

第 162 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(副知事及び副市長村長の任期)

第 163 条 副知事及び副市町村長の任期は、4 年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(会計管理者の設置)

第 168 条 普通地方公共団体に会計管理者一人を置く。

2 会計管理者は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長が命ずる。

(会計管理者になることができない者)

第 169 条 普通地方公共団体の長、副知事若しくは副市町村長又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、会計管理者となることができない。

2 会計管理者は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育長)

第 16 条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、第 6 条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者の中から、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第 27 条、第 28 条及び第 29 条までの規定の適用を妨げない。



4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

(3) 非常勤の特別職(任意に設置するもの等)

地方自治法(抜粋)

(委員会・委員の設置)

第138条の4 (略)

2 (略)

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(職務・組織・設置)

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

【別紙2】(第14号関係) 新市における事務組織及び機構の整備方針

[整備方針]

) 基本方針

住民サービスの低下を招かないよう十分配慮した組織機構とする。

住民にわかりやすく、利用しやすい組織機構とする。

地方分権や新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織機構とする。

新市基本計画を円滑に遂行できる機能を有する組織機構とする。

) 合併時の機能

新市の行政機能については、「管理機能」(総務・企画・財政・人事等)、「分野別機能」(保健・医療・福祉、自然・環境保全、都市基盤整備、産業・経済・観光振興、教育・文化、地域コミュニティ)、「窓口機能」の3つの機能に大別する。

なお、本庁舎で業務を行うことが望ましい「管理機能」の部署については、現在の小林市の組織に統合する。また、「分野別機能」における各部署の政策立案(統括)部門についても、原則として小林市の組織に統合する。

総合支所には、「地域振興部門」、「住民生活部門」、「地域整備部門」において総合支所の所管区域に係る「分野別機能」と、住民に直接関係がある「窓口機能」を所管する部署を設置することとする。

行政委員会については、統合し、各関係法令に基づき整備するものとする。ただし、教育委員会、農業委員会については、窓口・相談業務を確保するため、総合支所にも分室を設置するものとする。

紙屋支所については、出張所として、現行のまま新市に引き継ぐ。

## 【参考資料】

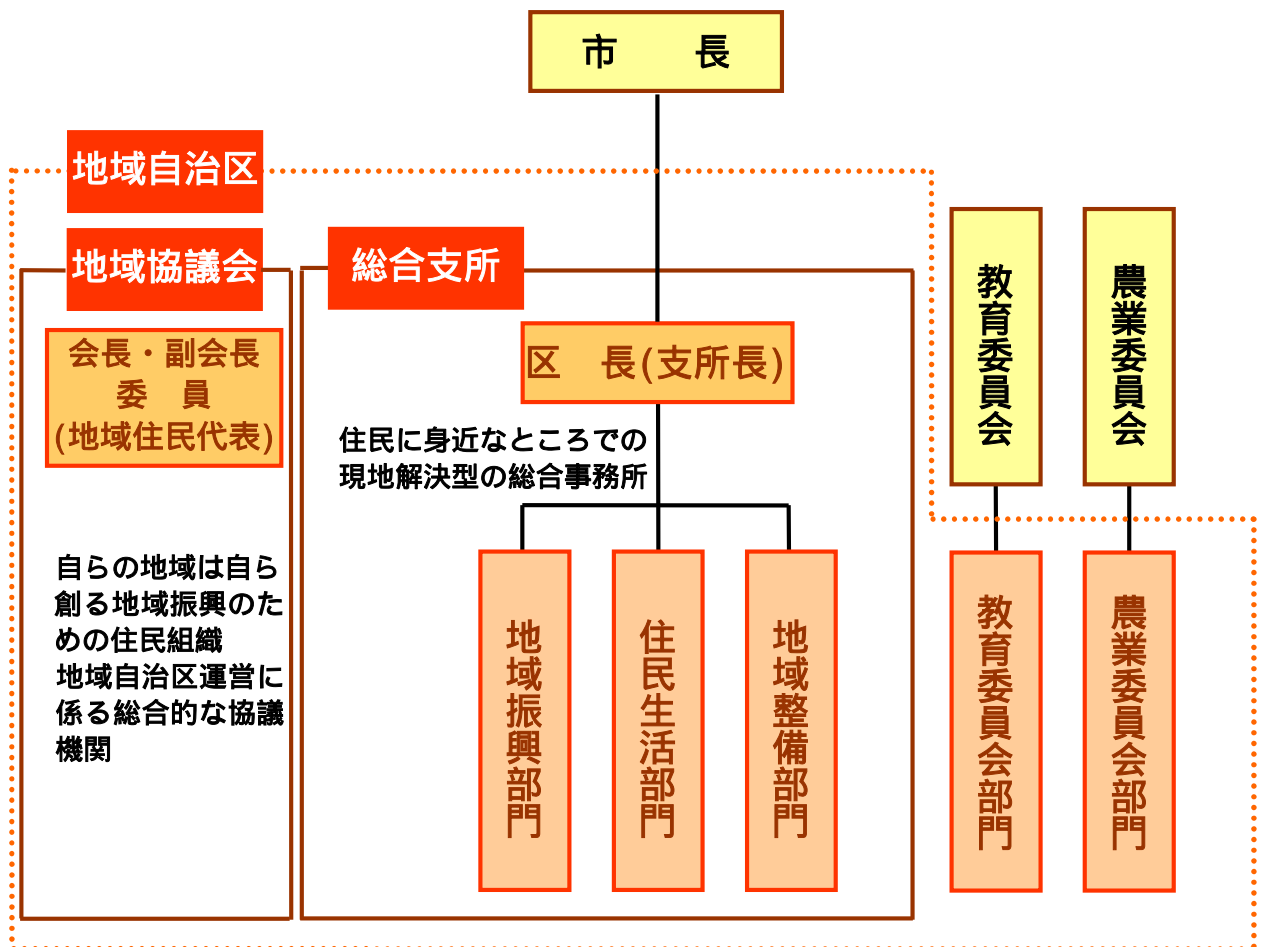
### 野尻町域の総合支所の機能について

#### 総合支所の組織と機能

合併後、野尻町の区域における行政事務を住民に身近なところで処理するため、それぞれ総合支所を設置します。

総合支所は、地域協議会と連携し、区域住民福祉の向上に努めるとともに、区域における効率的な行政運営を図るものとします。

#### 《地域自治区における総合支所と地域協議会の組織イメージ》



## 【参考法令等（条文等抜粋）】

### 地方自治法（抜粋）

第2条 地方公共団体は、法人とする。

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

(参考)

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

合併協定項目第17号「公共的団体等の取扱い」

【参考資料】 公共的団体等（例示）

種別	小林市	野尻町
総務関係	小林市区長会	野尻町区長会
	小林市交通安全対策協議会	野尻町交通安全対策協議会
	小林市防犯協会	
		野尻町駐在所連絡協議会
社会福祉関係	自衛隊協力会	自衛隊協力会
	小林市社会福祉協議会	野尻町社会福祉協議会
	小林地区更生保護女性会	
	保護司会小林支部	保護司会野尻支部
	小林市遺族協定会	野尻町遺族協定会
	小林市傷痍重人会	
	小林市献血推進協議会	
	小林市身体障がい者厚生会	野尻町障がい者福祉協議会
高齢者福祉関係	須木区障がい者福祉協議会	
	小林市視覚障がい者福祉会	
商工観光関係	小林市老人クラブ連合会	野尻町老人クラブ連合会
	小林市シルバー人材センター	野尻町シルバー人材センター
	小林市商工会議所	野尻町商工会
	小林市観光協会	野尻町観光協会
	まつり小林実行委員会	のじり湖祭実行委員会
	すきむらほせ祭り実行委員会	メロンフェア実行委員会
	こばやし冬祭り実行委員会	六月灯保存会
	生駒高原音楽祭実行委員会	野尻町イルミネーション協議会
	ザ・ウォーキング大会実行委員会	
	まきばの桜まつり実行委員会	
農林水産関係	すきむらんど振興協会	
	小林市商店街連合会	
	小林市畜産振興会連合会	野尻町畜産振興会
	小林市自衛防疫推進協議会	野尻町自衛防疫推進協議会
	小林地区酪農ヘルパー利用組合	小林地区酪農ヘルパー利用組合
	西諸県地区自衛防疫推進協議会	西諸県地区自衛防疫推進協議会
	西諸市郡乳用牛群改良検定組合	西諸市郡乳用牛群改良検定組合
	西諸県地域家畜損害防止対策協議会	西諸県地域家畜損害防止対策協議会
	小林受精卵移植推進協議会	野尻町受精卵移植推進協議会
	小林市和牛ヘルパー組合	野尻町和牛ヘルパー利用組合
	小林市除角推進協議会	野尻町和牛振興会
	西諸牛消費拡大推進協議会	野尻支所肥育部会
	農畜産物消費拡大推進協議会	野尻町酪農振興会
	みやざき地頭鶏普及促進協議会	野尻町有機センター加入者協議会
	小林市バイオマス利活用推進協議会	野尻町家畜商組合
		野尻町削蹄師会
耕地関係	小林高原野尻漁業協同組合	小林高原野尻漁業協同組合
	須木漁業協同組合	
	小林市環境情報協議会	野尻町野尻原土地改良区
	小林市畑地かんがい事業推進協議会	野尻町漆野原土地改良区
	小林市二原土地改良区	野尻町大萩土地改良区
	小林市出之山土地改良区	野尻町紙屋第一土地改良区
	小林市保楊枝原土地改良区	野尻町紙屋第二土地改良区
	小林市宝光院土地改良区	野尻町佐土原八所土地改良区
	小林市長者井堰土地改良区	
	小林市竹山夷守土地改良区	
	小林市堤土地改良区	
	小林市大丸土地改良区	
	小林市牟田原土地改良区	
	小林市黒沢津土地改良区	
	小林市市谷土地改良区	
	小林市平川土地改良区	
小林市巢ノ浦土地改良区		
小林市山中土地改良区		
小林市千歳・環野土地改良区		
小林市土地改良区合同事務所		
文教関係	小林市体育指導委員協議会	野尻町体育指導委員協議会
	小林市文化連盟	野尻町文化連盟
	小林市青年団協議会	野尻町青年団協議会
	小林市郷土芸能保存会連合会	野尻町郷土芸能保存会
	小林市地域婦人連絡協議会	野尻町地域婦人連絡協議会
	小林市文化財愛護少年団	野尻町文化財愛護少年団
	小林市子ども会育成連絡協議会	野尻町子ども会育成連絡協議会
	小林市体育協会	野尻町体育協会
	小林市自治公民館連絡協議会	野尻町自治公民館連絡協議会
	小林市PTA協議会	野尻町PTA協議会

## 「公共的団体等」とは

- ( 1 ) 公共的団体等とは、農業協同組合・森林組合等の協同組合、商工会・商工会議所等の産業経済団体、青年団・婦人会等の地域活動団体や社会福祉協議会など、公共的活動を営む団体はすべて含まれ、法人たると否とを問わないとされている。
- ( 2 ) 合併特例法（市町村の合併の特例等に関する法律）では、合併関係市町村の区域内の公共的団体等に対して、新市の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努力義務を課している。
- ( 3 ) 地方自治法では、「地方公共団体の長は、地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」と規定されている。
- ( 4 ) 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会等については、別途（農業協同組合合併助成法、商工会法、社会福祉法等）法律の定めがある。
- ( 5 ) 以上のことを踏まえ、公共的団体等については、市町村合併に際して、新市として一体感を醸成する観点から、統合整備されることが理想であるため、複数の関係市町村で共通の目的を有する団体については、できる限り合併時の統合整備等に向けて調整に努めるものとする。

## 参考法令（条文抜粋）

市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）

（国、都道府県等の協力等）

第65条（略）

2～6（略）

7 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

地方自治法（抜粋）

（公共的団体等の監督）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

～（略）

## 農業協同組合合併助成法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、適正かつ能率的な事業経営を行なうことができる農業協同組合を広範に育成して農民の協同組織の健全な発展に資するため、農業協同組合の合併についての援助、合併に係る農業協同組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、農業協同組合の合併の促進を図ることを目的とする。

## 商工会議所法（抜粋）

（地区）

第8条 商工会議所の地区は、市（都の区のある地域においては、そのすべての区を合わせたもの。以下同じ。）の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は市と市町村若しくは町と町村を合わせたものの区域とすることができる。

2、3 （略）

4 商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又は商工会の地区と重複するものがない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条の2 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会議所の地区を変更するための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散し、若しくは合併するまでの間は、前条第1項から第3項までの規定は適用しない。

## 商工会法（抜粋）

（地区）

第7条 商工会の地区は、1の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、1の市又は2以上の市町村の区域とすることができる。

2 （略）

3 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会の地区を変更するための定款の変更をし、又はその商工会が解散



し、若しくは合併するまでの間は、前条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- （1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- （4）前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6 （略）

【別紙3】(第20号関係) 町名・字名一覧表

区分	現在の表示	新市の表示
小林市	<b>[小林地区]</b>	<b>[小林地区]</b>
	小林市大字細野〇〇番地	小林市細野〇〇番地
	小林市大字堤〇〇番地	小林市堤〇〇番地
	小林市大字水流迫〇〇番地	小林市水流迫〇〇番地
	小林市大字真方〇〇番地	小林市真方〇〇番地
	小林市大字東方〇〇番地	小林市東方〇〇番地
	小林市大字北西方〇〇番地	小林市北西方〇〇番地
	小林市大字南西方〇〇番地	小林市南西方〇〇番地
	小林市本町〇〇番地	小林市本町〇〇番地
	<b>[須木地区]</b>	<b>[須木地区]</b>
	小林市須木大字下田〇〇番地	小林市須木下田〇〇番地
	小林市須木大字中原〇〇番地	小林市須木中原〇〇番地
	小林市須木大字内山〇〇番地	小林市須木内山〇〇番地
	小林市須木大字奈佐木〇〇番地	小林市須木奈佐木〇〇番地
	小林市須木大字鳥田町〇〇番地	小林市須木鳥田町〇〇番地
野尻町	西諸県郡野尻町大字紙屋〇〇番地	小林市野尻町紙屋〇〇番地
	西諸県郡野尻町大字三ヶ野山〇〇番地	小林市野尻町三ヶ野山〇〇番地
	西諸県郡野尻町大字東麓〇〇番地	小林市野尻町東麓〇〇番地

地域自治区(特例)設置に伴う住所の表示について (町) = 自治区名、大字 = 字名

	合併前(現在～合併日前日)	合併後(設置期間:合併日～H28.3.31)	合併後(設置期間終了後:H28.4.1～)
小林市	<p>[小林地区]</p> <p>小林市大字細野 番地 小林市大字堤 番地 小林市大字水流迫 番地 小林市大字真方 番地 小林市大字東方 番地 小林市大字北西方 番地 小林市大字南西方 番地 小林市本町 番地</p> <p>[須木地区]</p> <p>小林市須木大字下田 番地 小林市須木大字中原 番地 小林市須木大字内山 番地 小林市須木大字奈佐木 番地 小林市須木大字鳥田町 番地</p>	<p>[小林地区]</p> <p>小林市細野 番地 小林市堤 番地 小林市水流迫 番地 小林市真方 番地 小林市東方 番地 小林市北西方 番地 小林市南西方 番地 小林市本町 番地</p> <p>[須木地区]</p> <p>小林市須木下田 番地 小林市須木中原 番地 小林市須木内山 番地 小林市須木奈佐木 番地 小林市須木鳥田町 番地</p>	<p>[小林地区]</p> <p>小林市細野 番地 小林市堤 番地 小林市水流迫 番地 小林市真方 番地 小林市東方 番地 小林市北西方 番地 小林市南西方 番地 小林市本町 番地</p> <p>[須木地区]</p> <p>小林市下田 番地 小林市中原 番地 小林市内山 番地 小林市奈佐木 番地 小林市鳥田町 番地</p>
野尻町	<p>野尻町大字紙屋 番地 野尻町大字三ヶ野山 番地 野尻町大字東麓 番地</p>	<p>小林市野尻町紙屋 番地 小林市野尻町三ヶ野山 番地 小林市野尻町東麓 番地</p>	<p>小林市紙屋 番地 小林市三ヶ野山 番地 小林市東麓 番地</p>
<p><b>[留意事項]</b>                  自治区名の住所表示は、合併新法に基づく特例としての経過措置であり、(特例)設置期間終了後は、住所に自治区名を冠することはできない。                  (特例)設置期間終了後、地方自治法に基づく地域自治区(一般)を設置した場合、引き続き住所に自治区名を冠することになる。                  この場合、野尻町だけでなく、現在の小林市を含む新市の全地域に地域自治区を設置しなければならない。                  (特例)設置期間終了前に、字名の変更について市議会での議決、県への届出・告示を行い、字名として自治区名を残すことは可能である。                  例：小林市野尻町紙屋 番地 小林市野尻町紙屋 番地                  自治区名 字名 自治区名 字名</p>			

## 【参考資料】

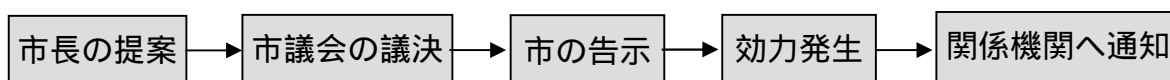
### 1. 概要

市町村の区域の一定の区域を町または字とありますが、字は町村の中の一定の区域をいうとされています。合併の際に、町(字)の区域の設定もしくは廃止、又は町(字)の区域もしくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを決め、県知事に届け出ることが必要です。

事前に、合併関係市町村の間で町名・字名の取扱いを協議しておくことが必要となりますが、町・字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみこんだ、住民にとっても愛着が深い場合があり、合併に際しても従来どおり存続させることが多くなっています。

ただし、合併関係市町村の間で同じ名称の町名・字名がある場合には、住民登録、登記、郵便等住民生活に大きな影響を及ぼすため、その調整が必要となります。

### 2. 変更手続き



町・字の区域及び名称の変更手続きは、新市において行うこととなりますが、この手続きのとおりに行くと、合併と同時に施行させることができません。新市の発足時には新市の名称だけが変更され、その後に町・字の区域及び名称が変更されることとなるため、それまでは同一の町名・字名が複数存在することもあり、住民に混乱をもたらすこととなります。

このため実際の手続きは、合併の日には新市の長又は職務執行者が合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で告示することにより変更の効力を発生させます。その後、新市の初議会で専決処分したことの承認を求めることとなります。

しかし、編入合併の場合には、事前に、編入する市町村長が当該市町村議会の議決を経て、決定処分及び告示をすることが可能です。その場合には、次の点に注意しなければなりません。

合併の議決後に、町・字区域の変更の議決を行うこと。

合併と町・字区域の変更等の効力発生日は、それぞれの議案に「平成 年 月 日」と記載する等、同一の日を特定すること。

市長の決定処分及び告示(町・字区域の変更)は、総務大臣の告示(合併)以後、効力発生日までの間に行われること。

### 3 . 先進事例（編入合併・地域自治組織設置）

#### 新潟市

黒崎町の町・字名については、黒崎町の意向を尊重する。

ただし、新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにする。

#### 潮来市

潮来町及び牛堀町の字の区域及び名称は、現行のとおりとする。

#### 大船渡市

三陸町の区域の大字は、「三陸町綾里」、「三陸町越喜来」、「三陸町吉浜」とし、大字は表示しないこととする。

#### 沼津市

両市村の町及び字の区域及び名称は、現行のとおりとする。

#### 静岡市

蒲原町の町・字名は、原則として現行のとおりとする。

ただし、合併に際し、蒲原町の町・字名の変更が必要となった場合は、当該地域の住民の意思を尊重し、検討するものとする。

#### 気仙沼市

町・字の区域及び名称については、現行のとおりとする。

なお、本吉町の区域の住居表示については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 25 条の規定により、現行の字名の前に地域自治区の名称「本吉町（もとよしちょう）」を冠する。

本吉町の区域における地域自治区設置期間終了後の町名・字名の取扱いについては、現行の字名の前に「本吉町（もとよしちょう）」を付する。

#### 島田市

町名・字名については、島田市は現行のとおりとし、川根町は、合併時に現在の字名に「川根町」を冠するものとする。

#### 日向市

日向市は、現行のとおりとする。

東郷町区域は、東郷町名に大字名を加えて、「大字」を表記しない町名に変更する。

#### 宮崎市

清武町の住所の表示は、合併特例区の名称を冠する。

また、「清武町大字      」は、単に「清武町      」とする。

## 4.住所変更手続き

### 手続きの必要が無いもの

住民票、戸籍、印鑑登録証、国民健康保険証、国民年金手帳、不動産登記簿の所在、自動車検査証、自動車運転免許証、旅券（パスポート）等

#### 【住民票、戸籍】

- ・新市において職権により変更するので、合併時において、変更手続きを行う必要はない。

#### 【不動産（土地・建物）登記簿の所在（表題部）】

- ・不動産（土地・建物）登記簿の所在は、合併後、「新市・町名」に法務局で職権により変更するので、手続きは必要ない。

#### 【不動産登記簿に登録された所有者、抵当権者及び仮登記権利者等の住所（甲区・乙区）】

- ・合併により所有権者等の住所が新市町村名に変更になるが、合併前の市町村名を合併後の新市町村名として取り扱う「みなし規定」が不動産登記法第 59 条に規定されているので、変更登記の手続きは特に必要はない。

#### 【運転免許証の本籍及び住所】

- ・免許更新時に変更するので、合併時において変更手続きを行う必要はない。なお、更新前に変更を希望する場合は、申請により変更できる。

#### 【預金通帳】

- ・普通預金通帳、定期預金証書及び国債、投資信託等の証券取引は住所変更等の手続きは必要ない。

### 手続きが必要なもの

外国人登録証、身体障害者手帳、質屋営業、風俗営業、建設業などの許可を受けている方の住所

### 手続きが必要となる場合があるもの

#### 【当座預金、融資取引等】

- ・取引の内容によって、手続きが必要となる場合がある。

## 5 . 関係法令等

### 地方自治法（抄）

#### （市町村区域内の町又は字の区域）

**第 260 条** 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届けなければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

### 市町村の合併の特例等に関する法律（抄）

#### （住居表示に関する特例）

**第25条** 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第 2 条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。第23条第 1 項の規定により設けられた合併に係る地域自治区の同項に規定する期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における同法第 2 条に規定する住居の表示についても、同様とする。

### 住居表示に関する法律（抄）

#### （住居表示の原則）

**第 2 条** 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。以下同じ。）区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20の区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

(1) 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。

(2) 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

## 住民基本台帳事務処理要領（抄）

### 第2 住民基本台帳

#### 1 住民票

##### (2) 記載事項

#### カ 住民となった年月日（第6号）

同一市町村内（指定都市にあっては、その市）に引き続き住むようになった最初の年月日を記載する。

市町村の廃置分合または境界変更があったときは、その処分前の市町村の区域内に最初に住所を定めた年月日をそのままとし、その処分により修正すべきではない。

#### キ 住 所

都道府県、郡、市、区（指定都市の区並びに市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区（以下「合併に係る地域自治区」という。））、合併に係る地域自治区の設置期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区、合併特例区及び合併特例区の設置期間の満了に際し当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区をいう。）及び町村の名称並びに市町村の町又は字の区域の名称のほか、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示が実施された区域においては、街区符号及び住居番号を、その他の区域においては地番を記載する。

なお、団地、アパート等の居住者について、上記の記載のみでは住所が明らかでない場合には、アパート名、居室の番号まで記載し、間借人が別個に世帯を設けている場合には「何某（間貸人氏名）方」まで記載する。

また、都道府県、郡、市、区及び町村の名称は、別個に記載することとしても差し支えない。この場合において都道府県の名称は、指定都市等においては省略してもよい。

### 2 住民票の記載等の手続

##### (2) 職権に基づく処理

#### ク 住所の表示の変更があった場合の住民票の処理（第7号）

行政区画、郡、区、市町村内の町もしくは字もしくはこれらの名称の変更、地番の変更または住居表示の実施もしくは変更に伴い住所の表示の変更があったときは、住所の記載の修正をし、その事由「につき職権記載修正」等の例により、その事由を記入し、ならびにその事由の生じた年月日および記載の修正をした年月日を記入する。



## 戸籍法施行規則（抄）

**第45条** 行政区画、土地の名称、地番号又は街区符号の変更があったときは、戸籍の記載は、訂正されたものとみなす。ただし、その記載を更正することを妨げない。

**第46条** 前条の更正をするには、附録第10号様式によって、本籍欄における更正すべき事項の記載を更正しなければならない。

2 行政区画又は土地の名称の記載の更正をする場合には、戸籍簿の表紙に記載した名称を更正し、表紙の裏面にその事由を記載しなければならない。

**第80条** 市町村の区域の変更があったときは、戸籍及びこれに関する書類は、遅滞なく当該市町村にこれを引き継がなければならない。

2 前項の規定によって、書類の引継を完了したときは、引継を受けた市町村長は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局にその旨を報告しなければならない。

## 住民基本台帳法施行令

（職権による住民票の記載等）

### 第12条

2 市町村長は、次に掲げる場合において、第7条から第10条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。

7 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項若しくは同法第4条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があったとき。

## 行政実例

1 「町若しくは字の区域若しくはその名称を変更」することのうち、「町若しくは字の名称を変更」する。とは、町または字の区域を変更すると同時にその名称を変更する場合も含むものであって、単に従前の町または字の名称を変更する場合に限られない。

市町村の区域内の町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとする場合、当該市町村が指定都市（252条の19第1項）以外の市である場合において、その町若しくは字の名称中に「市区町丁目」のように「区」の文字を使用することはできない。

（昭和26年11月28日地自行発395号）

2 市町村の廃置分合および境界変更の際、字の区域および名称を変更しないで旧町村の区域および名称とする場合には、手続きを要しない。（昭和30年3月30日自丁振発30号）

3 「字」には、いわゆる字のみならず「大字」、「小字」も含むと解されている。

市町村の区域内の一定の区域を「町」というときがあるが、「字」と同様に考えてよい。

(昭和23年 8月 9日自発519号)

#### 4 常用漢字でない字体の取扱い

市町村名及び市町村内の町名又は字名の字体が常用漢字字体表にない従来の字体である場合、常用漢字字体表を用いて書き表すことについては、地方公共団体及び町又は字の名称の変更に該当されないものとされている。

不動産登記その他法令に基づく手続き等を行うにあたり、その名称を常用漢字字体表の字体によって書き表しても法令上有効なものと認められることになっている。

したがって、登記上これを直す必要がある場合には、法務局と相談することになる。

(昭和33年 4月21日付行政局長通知)

## 《参考資料》

### 編入合併における調整方針の先進事例

平成20年6月1日現在

県名	新市名	合併期日	調整方針
岡山県	おかやま 岡山市	H19.1.22	新市における憲章及び宣言は、岡山市のものを用いるものとする。ただし、建部町及び瀬戸町の町民憲章及び宣言については、各々の地区において継承していくものとする。 新市における「市章」、「市花」、「市木」、「市花木」については、岡山市のものを用いるものとする。ただし、建部町及び瀬戸町の花、木、鳥については、各々の地区において継承していくものとする。
埼玉県	くまがや 熊谷市	H19.2.13	市章、市のシンボルマーク、市の花・市の木・市の鳥については、熊谷市の例による。 表彰制度については、熊谷市の例による。ただし、江南町名誉町民は、熊谷市に引き継ぐ。
神奈川県	さがみはら 相模原市	H19.3.11	市章は、相模原市のものに統合する。 市の花、木、鳥及び色は、相模原市のものに統合する。ただし、合併により改定の必要があるものについては、新市において検討する。 市民憲章、市民憲章以外の憲章及び宣言並びに市の歌は、相模原市のものに統合する。ただし、合併により文言が新市の実情にそぐわなくなるものなどについては、新市において新たな制定、修正等を検討する。
栃木県	うつのみや 宇都宮市	H19.3.31	宇都宮市の制度に統一する。なお、各町の慣行については、各地域において引き続き継承する。
宮崎県	のべおか 延岡市	H19.3.31	市民憲章及び市章は、延岡市の制度に統一する。ただし、北川町の町民憲章及び町章については、北川町の地域の憲章及びシンボルとして継承していく。 市の歌、花、木、花木は、延岡市の制度に統一する。鳥、魚については、合併後、新市において定める。 北川町の歌については、地域の愛唱歌として伝承していく。 また、北川町の花、木、鳥については、北川町の地域の推奨の花、木、鳥として伝承していく。
佐賀県	さが 佐賀市	H19.10.1	市町章、市町花・木、市町民憲章、市町歌は、佐賀市に合わせる。
高知県	こうち 高知市	H20.1.1	新市における紋章及び市民の木・花、市の鳥並びに市歌は、高知市のものを用いる。 新市における憲章及び宣言等は、高知市のものを用いる。
愛知県	とよかわ 豊川市	H20.1.15	市章、市民憲章、市の木・花、宣言は、豊川市の例による。
静岡県	しまだ 島田市	H20.4.1	編入合併により島田市の法人格は継続することから、基本的に島田市の例により取り扱う。

## 協議第17号

### 保健・医療関係（医療）について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(9)保健・医療関係（医療）」について、別紙のとおり提案する。

平成20年12月24日提出

平成20年12月24日確認

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

協定項目	第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(9)保健・医療関係(医療)」
------	-------------------------------------

1. 病院の名称等について

住民の健康増進と福祉充実のため、地域に密着した医療施設として位置付け、小林市立市民病院(新たな名称に変更予定)として現行のまま新市に引き継ぐ。

2. 病院施設の改築状況について

小林市の計画を進め、現行のまま新市に引き継ぐ。

3. 診療所について

西小林診療所、須木診療所、須木歯科診療所、内山へき地診療所については、地域医療の確保のため、現行のまま新市に引き継ぐ。

**協議第18号**

**新市基本計画（素案）について**

新市基本計画（素案）について、別添のとおり提案する。

平成20年12月24日提出

平成20年12月24日確認

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

## 確認事項

第3回小林市・野尻町合併協議会開催について

日 時：平成21年1月8日（木） 午後1時30分～

場 所：小林市中央公民館大ホール

小林市・野尻町合併協議会合併協定書調印式について

日 時：平成21年1月21日（水） 午後2時30分～

場 所：小林市文化会館小ホール

第4回小林市・野尻町合併協議会開催について

日 時：平成21年3月26日（木） 午後1時30分～

場 所：野尻町農村環境改善センターホール